

# 令和5年度塩尻市議会9月定例会

## 予算決算常任委員会会議録

○日 時 令和5年9月19日(火) 午前10時00分

○場 所 第一・第二委員会室

### ○審議事項

- 議案第1号 令和4年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第2号 令和4年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第4号 令和4年度塩尻市国民健康保険榎川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第5号 令和4年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第3号 令和4年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

### ○出席委員

委員長	篠原 敏宏 君	副委員長	小野 芳幸 君
委員	古畑 秀夫 君	委員	百瀬 友彦 君
委員	小松 勝子 君	委員	小口 直実 君
委員	石井 勉 君	委員	上條 元康 君
委員	山崎 油美子 君	委員	樋口 千代子 君
委員	青木 博文 君	委員	赤羽 誠治 君
委員	平間 正治 君	委員	小澤 彰一 君
委員	中野 重則 君	委員	青柳 充茂 君
委員	牧野 直樹 君	委員	中村 努 君

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

### ○議会事務局職員

事務局長	山崎 浩明 君	事務局次長	宮原 勝広 君
事務局係長	酒井 千鶴子 君	事務局主事	清沢 光晴 君

午前9時59分 開会

○委員長 おはようございます。審査も3日目に入りますが、よろしくお願いたします。先週に引き続きまして、9月定例会予算決算常任委員会を再開いたします。本日の委員会は委員全員出席です。

本日の審査日程につきまして、副委員長から御説明申し上げます。

○副委員長 おはようございます。本日は、議案第1号令和4年度一般会計歳入歳出決算認定についてのうち歳

出の10款教育費から13款予備費まで、財産に関する調書及び歳入並びに特別会計を審査いたします。なお、特別会計の審査につきましては、議案第2号、4号、5号、3号の順で審査を行います。また、1時間に1回程度の休憩を入れて審査を行います。以上です。

○**委員長** それでは、円滑な議事進行のために発言は委員長の指名を受けた者のみとし、必ずマイクを使用してくださいようお願いいたします。説明及び質疑は区切って行います。その際、簡潔明瞭かつ一問一答という原則による質問答弁を心がけるようお願いいたします。説明者の入退室は、適時自由に行っていただくということでよろしくをお願いいたします。

それでは、歳出の説明を受けます。決算の説明は、事務諸経費などの形式的な支出の事業については説明を省略して構いません。簡潔に説明をお願いいたします。また、歳出の説明の際は、その事業に関連する歳入も併せて説明をしていただくということでお願いいたします。なお、歳出に関連する歳入の説明及び質疑は歳出に併せて行いますので、歳入全般での説明質疑は一般財源のみということになりますので、あらかじめ御留意ください。

○**建設住宅課長** おはようございます。それでは、私からお願い申し上げます。9月15日の予算決算常任委員会におきまして中村委員から質問のありました、市営住宅棟を管理する長野県住宅供給公社の宅地建物取引士資格保有者の状況について、お答えを申し上げます。確認をいたしましたところ、長野県住宅供給公社の職員で、宅地建物取引士の資格を保有する者は全県で15名です。なお、塩尻管理センターが属しております松本事務所には、うち2名が在籍をしているということです。

○**委員長** 中村委員、何かありましたら。

○**中村努委員** そういう資格を持った方がいらっしゃるのですが、住民の方から、管理上の問題とか事故等があったときの対応の仕方、これは不動産業者として考えられないような対応をされたと聞いております。多分、お話をした方が、その辺のことを理解されていなかったのではないかなと思いますので、しっかり公社で情報共有していただいて、そういうことがないように、ぜひお願いしたいと思います。

○**委員長** 要望、意見でよろしいですか。

○**中村努委員** はい。

---

### 議案第1号 令和4年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について

○**委員長** それでは、本日の10款教育費に入ります。1項1目総合教育会議運営費、230ページから1項8目地域連携事業費、241ページまでの説明を求めます。

○**教育総務課長** それでは、決算書の230、231ページ、10款教育費1項教育総務費1目総合教育会議運営費の白丸、総合教育会議運営事業につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により設置が義務づけられた総合会議に係る経費で、令和4年度は、小口前市長任期中の8月17日と、百瀬市長就任後の11月24日の2回開催をいたしました。小口前市長とは20年間の小口市政について、百瀬市長とは市長マニフェストについて、教育長、教育委員で協議をいたしました。

続きまして、232、233ページ、2目教育委員会費の白丸、教育委員会諸経費につきましては、教育委員会の運営に係る経費で、教育委員会委員報酬や費用弁償等、経常的な経費を支出いたしました。

続いて、3目事務局費、3つ目の白丸、教育委員会事務局諸経費につきましては、教育委員会全般にわたる事務諸経費で、教育振興審議会を4回開催し、教育委員会の施策及び事務事業等に関する執行状況等の点検、評価

や次期教育振興基本計画の策定方針について協議をいたしました。教育振興基本計画調査委託料につきましては、計画策定に当たり、計画に係るアンケートの集計及び分析について、NPO法人SCOPに業務委託をいたしました。

続きまして、234、235 ページ、1つ目の白丸、教育相談研究事業につきましては、会計年度任用職員として市教育センターに3人の学校教育指導員を配置し、学校訪問などを通じた学校支援、教育相談、授業改善、学力向上対策などを実施し、学校教育や学校運営に係る指導、助言を行いました。学校外の間教室には3人の学校教育指導員を、教育総務課には子と親の心の支援員2人を配置し、不登校児童生徒への支援においては、生徒指導担当の指導主事を中心に家庭支援課のスクールソーシャルワーカーなど、関係者と連携し、チームを組んで児童生徒、家庭、学校に対しきめ細かな支援を行いました。また、子どもとの接し方や進路について参加者同士が自由に話すことができる場として、令和4年12月に不登校の子どもを持つ親のお話を初開催し、約30人の保護者が参加をいたしました。

その下の白丸、スクールバス運行費につきましては、小学校4キロ以上、中学校6キロ以上の遠距離通学児童生徒に対し、スクールバスを運行し通学支援を行いました。

1つ飛びまして、教育センター情報教育推進費につきましては、市教育センターで管理しているパソコン等の情報機器、小中学校の校務用のシステムやタブレット端末を使った授業で活用する学習支援ツールの使用料が主なものです。情報教育担当指導主事を配置し、ICT活用教育の研究や学校における授業支援等を行うとともに、令和3年度に導入済みで長野県内統一の統合型校務支援システムに加え、令和4年度は、新たに運用開始した学校と保護者間の連絡システムの活用により、保護者の利便性向上を図るとともに、学校全体の校務負担を軽減し業務改善を図りました。一旦、私からは以上です。

**○家庭支援課長** 次の白丸、まなびサポート事業7,252万8千円余です。決算説明資料79ページを併せて御覧ください。上から2つ目の黒ボツ、会計年度任用職員報酬5,914万9千円余につきましては、小中学校に配置しております特別支援講師、支援介助員、看護師、家庭支援課に勤務する教育相談員の報酬です。特別な支援を要する児童の増加に伴い、学校からの支援員等の増員要求はありますが、学校内での支援体制の強化、充実に努めております。財源といたしましては、教育支援体制整備事業費補助金、国3分の1、地域生活支援事業等補助金、国2分の1、県4分の1があります。一旦、私からは以上です。

**○教育総務課長** 続きまして、236、237 ページ、1つ目の白丸、高等学校等振興事業につきましては、市内に所在または市内の生徒が通学する私立高等学校等への補助を行うもので、市内2校、市外8校に対して補助金を交付いたしました。運営費補助として市内1校に学校割100万円、市内に住所を有し私立高等学校に在学する生徒1人につき生徒割3,500円に加え、令和4年度から、市内私立高校に対して教育に係る施設改修や設備購入等の経費の2分の1、上限100万円の助成を行いました。

次の白丸、給食公会計事務諸経費につきましては、平成25年度からの公会計化に伴う事務経費で、給食費負担の公平性、教職員の負担軽減や会計事務の効率化と透明性につながっております。現年度分の給食費収納率は、小学校が99.7%、中学校が99.17%でした。

1つ飛びまして、奨学資金貸与事業につきましては、育英基金及び大野田育英基金を財源として、高校生及び大学生等への奨学資金の貸付けを行い経済的に支援するもので、これまで特別会計で運用してきた奨学資金貸与事業について、令和4年度から一般会計へ移行し運用をいたしました。令和4年度は、新規に大学生3名に奨学

資金を貸与するとともに、将来にわたり地域の医療を支える人材の育成及び確保を目的として、医学生奨学資金貸与事業を新設し、医師を目指す医学生2人に奨学資金を貸与いたしました。一旦、私からは以上です。

○**社会教育スポーツ課長** 続きまして、5目人権教育費、1つ目の白丸、社会人権教育推進事業は、人権意識の高揚を図るため、豊かな心を育む市民の集い、また、地区人権推進会議等の事業を実施したものです。

239 ページ、備考欄1つ目の白丸、人権推進啓発事業は、小学校でのCAP研修、人権に関わる関係団体への負担金となります。私からは以上です。

○**教育総務課担当課長** 次に、6目学校施設集中管理費、白丸、学校施設集中管理事業につきましては、会計年度任用職員5人を配置し、小中学校、保育園、児童館の軽微な修繕や書類の集配等を実施するための人件費や消耗品費等及び学校の維持管理や環境整備、学校用務等に当たる業務を、シルバー人材センターに委託した経費です。私からは以上です。

○**教育総務課長** 次に、7目体験学習事業費の白丸、こども未来塾等運営事業につきましては、市内小中学校の児童会、生徒会役員を対象に、こども未来塾を4回開催し、延べ82人が参加し、市長講話やワークショップなどを通じてリーダーとしての意識づけを行いました。

240、241 ページ、8目地域連携事業費の白丸、地域連携教育推進事業につきましては、地域の教育力を活用するとともに、児童生徒のキャリア教育を充実させ、子どもたちの社会を生き抜く力を育むもので、平成28年度から、市内の全小中学校に導入したコミュニティ・スクールに関する経費等を支出したものです。会計年度任用職員として教育総務課に地域連携コーディネーター1人、各中学校区に学校支援コーディネーター5人を配置し、学校、地域、行政等の連携を図り、市内小中学校の特色ある教育活動を推進いたしました。私からは以上です。

○**委員長** ここまでの範囲で質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**樋口千代子委員** 235ページの教育相談研究事業のところでお伺いするのがいいかと思えますけれども、先日、西小学校の授業参観に参加させていただいて、小学校4年生の理科でしたが、本当に子どもたちがタブレット1台を使いこなしていて感心して見てきました。先生も不安なくやっていたらして、ここまで進んだのだと思って感心してきました。

そこで心配になりましたのが、不登校のお子さんたちが学習の面、学びの面で、取り残されているのではないかということをお大変心配して帰ってきました。この決算説明資料の79ページに、先ほど御説明の中で、ICT等を活用した学習活動についてのガイドラインをまとめたと記載がありますが、不登校のお子さんに、実際にはどのように活用されて、学びの支援をされているのかお聞きしたいと思います。

○**教育総務課長** 不登校の児童生徒に対してのオンライン等を使った学習についてですが、特に先進的に取り組んでいますのが、広陵中学校が挙げられます。広陵中学校では校内に中間教室がありまして、そちらでオンラインの授業配信を受けて授業を受けた場合、校長の判断で出席扱いとするような対応を取っております。

○**樋口千代子委員** 早い時期に、小学校の段階で進めていただきたいと思えますけれども、小学校の段階は今どうなっているのでしょうか。

○**教育総務課長** 小学校には校内の中間教室、現在のところ、桔梗小学校のみとなっておりますけれども、やはり不登校の児童の皆さんに多様な学びの場を提供することによって、オンラインでの学習についてももしっかり取り組めるように配慮していかなければならないと考えております。

○**樋口千代子委員** 不登校のお子さんがとても増えているという状況の中で、一人一人のお子さんを大切に

いただいて、ぜひ1人として取り残さないように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に要望ですけれども、親の会を令和4年12月に開催したということですが、ぜひこれ定期的に続けていていただいて、お母さんたちの思ひを聞きながら、いろいろなところに反映していただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○委員長 要望でよろしいですか。ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 239 ページでいいのかどうか。学校施設の関係で、この間もテレビか何かで、学校のグラウンドにくぎや何かがあって大げがしたというような話がありました。私も以前、洗馬小でサッカーをやっている皆さんから、グラウンドにリレーのテープをずっと張ってあってそれを留めてあるものなのか、サッカーをやっていると引っかかって危ないということを言われて、ぜひ学校へ言ってくださいという話はしたのです。

今、その辺、危ない部分もあろうかと思ひますので、野球でベースの印にくぎを挿してあるとか、そういうことでげがをしたりということがあってはいけないのですが、その辺のところは心配ないのかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○教育総務課担当課長 学校グラウンド内のくぎなどにつきましては、教頭先生が主に学校の施設の関係の管理をされているのですけれども、今年に関して言うと、特段、その辺の話というのがなかったと。確かに県教委からは、そういうことで注意してくださいという周知はありました。ですけれども、その辺を周知したところ、特段こちらへの報告がなかったので、あればその都度、対応するという状態になっております。

○古畑秀夫委員 そうしたら、そういうことで指導して徹底しているということでもよろしいですか。いいです。

○委員長 よろしいですか。

○中村努委員 235 ページのスクールバスの運行費ですが、小学校4キロメートル、中学校6キロメートルと御説明があったのですが、これは直線距離のみですか。ほかのお子さんたちの運行経路とか、そういうことは関係なく、直線距離の基準なのかどうか。

○教育総務課長 担当の係長から答弁いたします。

○学校支援係長 委員御指摘の部分ですけれども、4キロメートル、6キロメートルは、通学路の実際の距離を測ってやっております。

○中村努委員 そうすると、ほとんどいなくても、遠く離れて1人だけでも、その距離に該当すると運行させてくれるということですか。

○学校支援係長 スクールバスの路線が遠い児童生徒につきましては、遠距離通学の補助金がありまして、お金を支給することで替えております。

○中村努委員 お金を支給するというと、どうやって通学させているのですか。

○学校支援係長 本来ですと、スクールバスですとかスクールタクシーで対応すべきところなのですが、さすがに沿線上にない場合につきましては、保護者の送迎とかになってしまうので、その御負担を軽減するために、遠距離通学児童生徒の補助金というものをもってございまして、そちらで対応しております。

○中村努委員 分かりました。あと、小学校の4キロメートルと中学校の6キロメートルの違いなのですが、例えば5キロメートルの子というのは、小学校のときには乗れたけれど中学校に行ったら乗れないと、こういうことは、どうなのですか。市街地の中で、体力的にも安全面でも、バスから自転車に変えてもいいような場所もあると思ひのですが、山間部で、自転車で1人で危険というところは、少し柔軟にスクールバスはオーケーと

いうことにしてもいいと思うのですが、その辺はいかがですか。

○**学校支援係長** 今の御指摘の件ですけれども、例えば5キロメートルでしたら、自転車通学をやっている学校もあります。冬期、危ない部分につきましては、冬期のスクールバスということで、特別に運行しているものもありますし、部活動で帰りが遅くなるので、その対応というものも特別にやっているところがあります。

○**中村努委員** 分かりました。1つだけ具体的にお聞きしますけれども、勝弦のほうは補助金なのかスクールバスなのか、どちらですか。

○**学校支援係長** 勝弦につきましては、通常、自転車通学をしておりますが、冬期ですとか特別な場合には、中学生もスクールバスに乗っております。

○**中村努委員** 分かりました。

○**委員長** よろしいですか。

○**平間正治委員** 237 ページをお願いします。中ほどより少し下のところの教職員住宅の関係になります。教職員住宅については、公設のものについては利用が減っている傾向にあったかと思うのですが、今、市の教職員住宅数と、どのくらい入っているのかということと、その中には民間のアパート等を借り入れているものもあるかと思うのですが、それも含めてお聞きします。

○**教育総務課長** まず、教職員住宅の現在の戸数につきましては、このたび9月1日で用途廃止をした住宅が6棟ありますので、9月1日現在では24戸です。入居が7戸ですので、入居率は29.2%となっております。市で管理している教職員住宅の中には、民間から借りているものは現在ありません。

○**平間正治委員** そうした中で、以前は校長先生等については任地内居住みたいなのがあったかと思うのですが、今はどうなっていて、住んでいらっしゃるতすれば、校長先生は何名、今の中でいらっしゃるのか。

○**教育総務課長** 現在、校長で教職員住宅に入居している方はおりません。

○**平間正治委員** この任地内居住というのは義務なのか、それとも努力義務なのでしょうか。

○**教育総務課長** 確認させてください。

○**平間正治委員** 私は、もうこういう時代で交通の利便性もよくなっていますから、自家用車もそれぞれ皆さん持っていますから、任地内に特別に住む理由というのはあまりないと理解しています。かといって、あまり遠くから通われていると、いざというときには困る部分もあるかもしれませんが、そういうことの中で、24か所の中で7戸しか入っていないということになれば、現実的に、市がそれを所有している必要性というのは非常に低いと思います。ファシリティマネジメントの中にも対応が入っているかと思うのですが、その中ではどういう位置づけになっているのでしょうか。私は廃止していくべきだと思いますが。

○**教育総務課長** 今後の施設の在り方、方針ですけれども、受益対象者が限定されている施設だったり、民間で代替が可能な施設は、譲渡または廃止の方向で考えていくということになっております。

○**平間正治委員** それは、ファシリティマネジメントの中で位置づけられているということでよろしいですか。

○**教育総務課長** そのとおりです。

○**平間正治委員** 処分するにしても、なかなか処分先がないというか、買取りがないというのも承知はしています。でも、不要なものをいつまでも抱えていても無駄なことなので、できるだけ速やかに処分できるように努めていただきたいと思います。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○小松勝子委員 先ほどの235ページのスクールバスのことですけれども、遠い方、バスが行かないところには補助金が支払われるというお話だったのですが、お金を頂いても、親御さんの仕事の関係で遅くなって、子どものお迎えにどうしても間に合わないのですというお話を伺っているところもあるのですけれども、そういった方に対しては、何か対策していただくことができるでしょうか。

○教育総務課長 担当の係長から答弁いたします。

○学校支援係長 スクールバスにつきましては、なるべく市でしっかりと路線、通る場所を協議させていただいて、多くの方を乗せていきたいと考えているのですけれども、どうしても遠い場所につきましては、保護者の方に送迎を負担いただいているという現状があります。

○小松勝子委員 やはり女の子をお持ちの親御さんで、心配なのですけれど、どうしても仕事で間に合わなくてという声を実際に頂いているので、何とかいい形ができるような方向性をぜひ持っていただけたらという希望です。どこか近く、どこかいい路線をもし何か考える余地がありましたら。本当に心配なのですという声を頂いているので、また検討していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長 今、答弁が必要ですか。

○小松勝子委員 はい。

○学校支援係長 毎年、スクールバスの路線につきましては、学校が保護者の方と協議して決めておりますので、そういう声も酌みながら、しっかりと検討してまいりたいと思います。

○小松勝子委員 では、安心安全のためによろしく願いいたします。

○委員長 ほかにありますか。

○小澤彰一委員 今のことに関連しますと、檜川地区は、地域振興バスとスクールバスとが兼ねて運行しているところも聞いています。それでも間に合わない方については、市内のタクシー会社と契約をして、数名でタクシーを利用しているという話も聞いています。実態に合わせて補助金なども考えていただければと要望したいと思います。

関連して、別の件でいいですか。先ほど平間委員からお話があった教職員住宅の諸経費ですけれども、23万5,000円というのは、現在入居している7戸について支出しているという意味なのでしょうか。

○教育総務課担当課長 こちらにつきましては、委員のおっしゃるとおり、今使われているところの営繕修繕費ということで支出しております。

○小澤彰一委員 先ほど平間委員からも話がありましたけれども、檜川地区の教員住宅については、かなり空き家で、老朽化して多分水洗化されていないので、先生方が家族でここへ入居するという方はほとんどいないと思うのです。ですから、早く除却するなり有効利用するなりしたほうが、私はいいと思うのですけれども、これもぜひ御検討いただきたいと思います。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○副委員長 241ページの地域連携教育推進事業のことにに関して、少しお伺いしたいと思います。決算説明資料の80ページの成果のところ、地域の子どもを柱に据え、地域と学校が一緒になって地域の子どもを育てるという形で、今、学校支援コーディネーターの方が来てくれています。それで、地域のいろいろな行事とか、こんな計画を立てる学校の協議会の中とか、いろいろな中で活躍してもらっているのです。これは実際に非常に助かっています。

地域のメンバーもすごく助かっているのですが、実際に助かっている恩恵というのは、教職員の方にとっても、非常に助かっているコーディネーターだと思うのです。教職員の方々から、この位置づけとか、あってうれしいとか、そういう声はどんな形であるのか、お聞かせいただければありがたいです。

○**教育総務課長** 担当の係長から答弁いたします。

○**教育企画係長** 私から回答させていただきます。学校支援コーディネーターについては、地域の方からもお声を頂いていますが、学校の先生方も、直接地域の方と打合せする等の時間が取れない場合、代わりにコーディネーターがその橋渡しをしてくれているということで、大分業務の時間を省略できている。まず、やりたくてもできなかったことを実現できるというところで、大変そういった声を頂いております。

○**副委員長** 私から、両小野学園のお話をさせていただきます。この支援コーディネーターの方が、実にいろいろ幅広くやってくれました。学校のいろいろな行事は、通常、対外部、地域に関して受け持ってくれるのは、教頭先生が中心とした形でやってくれるのですが、教頭先生と支援の職員がもう1人、大体2人いらっしゃるのですけれども、そのPTAだとか、こういった地域のメンバーとか、そういったものに案内を出したり、スケジュールの調整を前向きにやってくれたりして、非常にありがたくやっております。

ここを、予算の関係もあるかもしれないのですけれども、こういった形ですと継続した形で、この役回りのコーディネーターという仕組みを残していただいて、来年度の予算と含めた形でお願いしたいと思います。要望です。

○**委員長** 要望でよろしいですか。ほかにありますか。

○**中村努委員** 237 ページの高等学校の振興事業ですが、これは社会文教常任委員会で陳情があって審査をされた様子を聞いてはいます。私が初めてこの事業を見たとき、これは市町村合併の前で、たしか松本市と塩尻市が均等割と生徒数割で学校のほうに運営補助金として出していた。そのほかの町村については、恐らく通学にお金がかかるということで、世帯ごとに支援をしていたという記憶がありますが、この市町村合併後、今、市町村ごとにどういうふうになっているか分かりますか。

○**教育総務課長** 近隣の市町村の状況は、塩尻市に在住しているお子さんも、市外の高校等行っている場合もありますので、近隣の自治体でどういう補助が行われているか、そこは注視しているところです。

○**中村努委員** 要は、学校に補助を出しているのか、各家庭に出しているのかということは分かりますかということですか。

○**教育総務課長** 学校に補助を出しているものと把握しております。

○**中村努委員** この補助を出している自治体というのは、今どこですか。

○**教育総務課長** 松本市、安曇野市は補助を出していると把握しております。

○**中村努委員** そうすると、今、山形村、朝日村は出していないということですか。

○**教育総務課長** 担当の係長が把握しておりますので、係長から答弁いたします。

○**教育企画係長** 朝日村、山形村、村のほうでも支援しております。先ほどの御質問の中で、直接保護者かどうかということがありましたが、村のほうでは、人数の関係もあると思うのですが、直接、保護者に支払っていると聞いております。今日現在、確認できていないので分かりませんが、そのようなことで聞いております。

○**中村努委員** 松本市なんてあれだけ大きな合併をして、今まで個人に多分交通費補助的な考えでお渡ししていたのが学校へ行ってしまうと、何か変な制度だなと感じますが、ほかの市のことなので。



もう1つは、当時は私学助成ということで、非常に私学が、公立と比較して授業料を含めて費用がかかるという理由で、特別この中信地区だけ助成をしているということで、その後、私立高校の授業料実質無償化ということになっているのですが、実際の補助する基準額というのは変わってきているのですか。

○**教育総務課長** 生徒割につきましては、令和元年度に3,300円から3,500円に増額しているところがありますし、施設整備費の補助金につきましては、一度、平成26年度をもって廃止いたしましたけれども、令和4年度にまた再度、補助をしている経過があります。

○**中村努委員** 1人当たりの3,300円というのは、これは授業料に対しての補助だと思うのですが、実質無償化になっても金額が変わらないという理由がよく分からないのですが。

○**教育総務課長** 担当の係長から答弁いたします。

○**教育企画係長** 私から御説明させていただきます。県のほうで支援制度が始まったのですが、施設を維持する関係では、保護者の方々から払っていただいている授業料等も使う関係で、私立はやはり引き続き金額が高い状態が続いていますので、そこを補助しまして支援していくということで、引き続き減額することなく保っている状態という形になります。

○**中村努委員** 私学のほうも大事なので、支援することにはやぶさかではないのですが、せっかく負担軽減のために補助金を出しているのに、それが保護者の負担軽減につながっていないという現状があると思うのです。そういったところは、私学の学校経営者の皆さんともよく話をさせていただいて、授業料の実質無償化が本当にそのまま実現できるようにしていただきたいと思います。

たしか、これは大阪府では、その関係で大変もめごとになっていて、せっかくそうしたのだから、そうしないところは補助金をカットするみたいなことが言われていまして、それも少し行き過ぎだと思っていますので、ぜひ、その辺はよく話し合ってくださいと思います。要望でいいです。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

なければ、8目地域連携事業費までの質疑を終了いたします。

次に、2項1目学校管理費、240ページから4項1目幼稚園費、255ページまでの説明を求めます。

○**教育総務課長** それでは、240ページからは2項小学校費になります。1目学校管理費から3目給食施設費までの主要な部分の構成については、3項中学校費とほぼ同じですので、中学校費につきましては、中学校費に限られる事業についてのみ御説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、241ページ、2項小学校費1目学校管理費の白丸、小学校管理諸経費につきましては、小学校の管理運営に係る基本的な経費の支出のほか、会計年度任用職員として学力講師、養護講師、学校事務職員等を配置し、教育環境の充実を図りました。

続きまして、244、245ページ、上から3つ目の白丸、小学校英語活動サポート事業につきましては、教員の英語力の向上や指導力向上を図るとともに、担任教諭、英語専科教員、国際理解講師、ALTが連携して、小学校における英語教育の推進をいたしました。外国語指導助手の派遣については、松本市のオフィスグローバルサポート株式会社に委託をしております。

1つ飛びまして、小学校特色ある教育活動事業につきましては、平成28年から生きる力を育む交付金として、発展・継続しているもので、学校が主体性を持って児童の知力・体力・創造力及び道徳心などの向上を図るために創意・工夫をし、計画・実施する事業に対して交付金を交付いたしました。

1つ飛びまして、次の白丸、小学校管理諸経費（繰越）につきましては、学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、消毒液等の衛生用品や感染防止用の物品等を購入、トイレ清掃の業務委託など、各学校からの要望を聴取する中で、必要な経費について、学校配分予算として活用をいたしました。財源につきましては、補助率2分の1の国の学校保健特別対策事業費補助金を充当しております。

続きまして、2目教育振興費の白丸、教育振興諸経費につきましては、各学校で行う教育の振興に資する経費で、学校配分して執行する消耗品費、教材備品購入費、図書購入費等のほか、学力向上助成金として、英語検定や算数検定を受検する児童の保護者に対して、受験料の一部を補助いたしました。

続きまして、246、247 ページ、1つ目の白丸、教育振興扶助費につきましては、学校教育法に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品、給食費、校外活動費等を支給したものです。

次の白丸、小学校情報教育推進費につきましては、各小学校に配置しているパソコン、タブレット端末等、情報機器等を維持管理し、また、補助率2分の1の国の公立学校情報機器整備補助金を活用し、不足しているタブレット端末、電子黒板等を購入するなど、ICT活用教育の推進を図りました。

1つ飛びまして、GIGAスクール推進事業につきましては、GIGAスクール構想の実現に向けた学習活動の一層の充実と、主体的、対話的で深い学びの視点からの授業改善を支援するため、塩尻市振興公社KADOのICT支援員を学校に派遣し、教職員や学校の状況に応じた支援を行いました。また、児童生徒がタブレット端末を文房具としていつでも活用できるよう、朝の活動でタブレット端末を活用する取組を市内全校で開始をいたしました。

続きまして、3目給食施設費の2つ目の白丸、給食運営事業諸経費につきましては、小学校児童及び教職員に給食を提供する経費で、直営による自校給食に係る経費を支出したものです。また、食材の高騰に対応するため、6月補正予算で1食当たり7円、11月補正予算で1食当たり10円の増額補正をし、財源については国の地方創生臨時交付金を活用したことで、保護者負担を増額せず、給食の質、量を維持することができました。私からは以上です。

**○教育総務課担当課長** 次に、248、249 ページの上段、4目塩尻西小学校建設費の白丸、塩尻西小学校長寿命化改良事業につきましては、建築後20年経過する塩尻西小学校の校舎及び体育館について、個別施設計画に基づき、施設を80年以上使用するための予防的観点から、屋根、外壁の防水工事を行うことや、トイレ環境を向上するための便器の洋式化、照明器具のLED化等の改修工事を行うための実施設計業務委託料です。

続きまして、252、253 ページの上段、3項中学校費1目学校管理費の上から3つ目の白丸、中学校プール改修事業につきましては、築33年経過し老朽化した広陵中学校のプール本体の防水補修やプールサイドのゴムチップ舗装、目隠しフェンスの設置等の改修工事費及び工事監理業務委託料です。財源につきましては、公共施設等適正管理推進事業債になります。

次に、254、255 ページの中段、4目塩尻西部中学校建設費の白丸、塩尻西部中学校長寿命化改良事業（繰越）につきましては、建築後25年経過した塩尻西部中学校の校舎や体育館等について、同じく個別施設計画に基づき、施設を80年以上使用するための屋根瓦の修繕や屋根、外壁の防水工事、トイレ環境を向上するための便器の洋式化や照明器具のLED化等の改修工事費及び工事監理業務委託料です。財源につきましては、学校施設環境改善交付金で補助率は3分の1、また、学校教育施設等整備事業債及び防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債にな

ります。私からは以上です。

○**こども課長** 4項1目幼稚園費、備考欄の白丸、私立幼稚園支援補助金につきましては、決算説明資料 81 ページも併せて御覧ください。私立幼稚園の円滑な運営を促進するとともに、保護者の経済的な負担軽減を図るため、市内在住児童が通園する市外の幼稚園も含めて補助金を交付したものです。最初の黒ボツ、私立幼稚園運営費補助金につきましては、市内の私立幼稚園2園に定額補助として1園当たり80万円、園児数割として園児1人当たり9,000円を110人分加算し、市外の幼稚園3園に対しましては、園児数割のみ17人分を補助したものです。また、令和5年1月から実施したおむつの一括処理に係る補助金、延べ6人分も併せて支給しております。説明は以上です。

○**委員長** 時間の都合で若干早いですが、休憩を入れて11時5分に再開をいたします。

午前10時54分 休憩

午前11時03分 再開

○**委員長** それでは、休憩を解いて再開いたします。

○**教育総務課長** 先ほど中間委員から、校長の教員住宅の関係で、勤務地に居住しなければならないかという御質問がありましたけれども、本市の市立学校職員の服務規程の中で、校長は原則として勤務地に居住しなければならないこととなっておりますけれども、昨今は交通事情も随分整備されておりますので、学校運営に特に支障がなければ、市外の居住も認めているところです。

○**中間正治委員** よほどのことがない限り、私も市内に住む必要性はないと思うのです。そしたら、規則のほうを改正すればいいので、そういう対応をお願いしたいと思います。

○**委員長** これは要望でよろしいですか。

それでは、先へ進みます。255ページまでの中で質問はありますか。

○**小口直実委員** 給食費のことで、247、255ページ、それから歳入の67ページも関連してお願いします。最初に、67ページの歳入のところで、小学校の学校給食費が2億円、中学校のほうが1億2,000万円ということですが、この中には教職員の分が入っているということですが、教職員分だけではどのくらいになるでしょうか。

○**教育総務課長** 担当の係長から答弁いたします。

○**学校運営係長** 教職員分の調定額についてお話しさせていただきます。小学校が年間5万9,300円。職員が、小学校ですと約340人いますので、おおむね2,000万円くらいです。中学校は教職員が190人ほどいまして、年額6万9,300円の給食費を頂戴していますので、約1,337万円余という形になります。

○**小口直実委員** 聞き取れなかったのですが、大体合わせれば3,000万円余りという感じですか。

○**学校運営係長** おおよそそのくらいになります。

○**小口直実委員** 分かりました。私、ずっと学校給食費の無料化ということを言っているのですけれど。だから、教職員の分は関係なくて、児童生徒を対象にした額を対象にするということなのですから、3億4,000万円くらい、学校給食の無償化についてはかかると言われていますが、教職員の分を除けば、3億1,000万円あるいは3億円ちょっとくらいでできるのではないかということでもあります。

それから、続けていいですか。補助費ですけれども、先ほど説明をされたところで、地方創生臨時交付金を使

って給食費の維持を図っているということでありますけれども、来年度は一般財源を使うということによろしいでしょうか。

○**教育総務課長** 給食費の補助につきましては、令和4年度は地方創生臨時交付金がありましたので、こちらを活用いたしましたけれども、今年度以降につきましてはこちらの交付金がありませんので、財源につきましては、行政評価、予算編成等で検討してまいりたいと考えています。

○**小口直実委員** 先日の私の一般質問の答弁は、一般財源で物価高騰対策として補助を出していくという答弁だったのだと思いますが、違いましたか。

○**こども教育部長** 私のほうから答弁させていただいた内容につきましては、現在、保護者負担の軽減に努めておりますので、可能な限り継続はしたいのですけれども、ただ、先ほど課長からも答弁ありましたとおり、今後、行政評価、予算編成の中で、最終的には判断させていただきたいと考えております。

○**小口直実委員** 分かりました。ぜひ積極的な方向で検討していただきたいと思います。要望です。

それから、67 ページですけれども、学校給食費の収納率が、小学校で99.7%、中学校で99.17%ということで、若干お金が入ってこないというか、給食費の支払いは引き落としになっていると思いますけれども、支払っていない家庭もあるということになるかと思えます。その理由はどんなことが挙げられるのでしょうか。

○**教育総務課長** 給食費の集金につきましては、納付書で納めていただいている方がまだ1%ほどいらっしゃいます。それが100%にならない理由になっているかと推測しております。

○**小口直実委員** 聞き取れなかったものですから、もう1回申し訳ないです。お願いします。

○**教育総務課長** 給食費の納付方法としましては、児童手当から天引きする方と、あとは口座振替の方、その方がほぼ99%くらいです。残りの1%の方は、こちらから納付書をお送りしまして納めていただいておりますので、その関係で収納率が100%に至らない状況になっているかと推測しております。

○**小口直実委員** そうすると、納付書を出している家庭がお金を払っていないということになるわけですか。

○**教育総務課長** 児童手当のほうからはもう給食費が自動的に天引きされますので、児童手当からの徴収の方については全て集金できていると考えております。口座振替の場合は、口座にお金がない場合は引き落としができなくて、未納につながっていることも考えられるとは思いますが。

○**小口直実委員** そういうふうにお金を支払えない方については、どういうふうに対応をしているわけですか。

○**教育総務課長** 給食費はやはり公平に負担をお願いしているところですので、未納の方については、こちらのほうで連絡を取らせていただいております。

○**小口直実委員** 分かりました。私が以前、教員をやっていたときに、給食費は払わないとはっきり言って、払ってくれなかった家庭もありましたので、お困りではないかと思ったものですから、そういうことを聞かせていただきました。しっかり対応していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○**委員長** 要望でよろしいですか。

○**小口直実委員** いいです。

○**委員長** ほかにありますか。

○**山崎油美子委員** 247 ページの給食運営事業ですが、会計年度任用職員の調理員の人数と正規の職員の人数を教えてください。

○**教育総務課長** 担当の係長から答弁いたします。

○**学校運営係長** 御説明を申し上げます。現在、調理員は62名おまして、このうち正規が14人、再任用が4人、会計年度任用職員が44人という状況です。

○**山崎油美子委員** ありがとうございます。これはやっている人に聞いたのですけれども、退職されて再任用もしない、ですが、この調理員たちがお休みのときに代替えという形で頼まれて行っていると。かなりその頻度が多くて、分かっているお休みのときは、いいですかということでも学校栄養士から来るのだけれども、朝になって、急遽言われるときがあると。そんなところで、予定を組んでいたのに、でも学校の給食なので断るわけにはいかないということで、きっと元正規職員の責任感だと思うのですが、応援していらっしゃる方がかなり多いのですが、これは改善できないですか。

○**教育総務課長** 給食調理員につきましては、なかなか公募をしましても確保が難しい状況もあります。です。で、月給制で勤務が難しい場合につきましては、時給制で、スポットで入っていただく、そういった対応は引き続き必要かと考えております。

○**山崎油美子委員** 分かりました。代替えの方たちは、何十年も調理に携わった方たちが多いかと思うのですが、その責任において断れなくて、自分の予定が入っていても学校給食のほうに携わるということなので、その辺も、賃金なども少し考えていただいて、より運営しやすく、働きやすくしていただけたらと思います。よろしくお願いします。要望です。

○**委員長** ほかにありますか。

○**中村努委員** 245ページの放課後児童教室運営諸経費になりますが、まず、基本的に放課後児童教室と放課後児童クラブの違いを教えてください。

○**教育総務課長** 檜川地区以外は、児童館において放課後児童クラブを運営しております。檜川地区につきましては、支所の一部をお借りしまして、児童教室を運営しているところです。あと、もう1つ違いは、利用料を頂いていないという面もあります。

○**中村努委員** 放課後児童に関する国のほうのくくりというのがあると思うのです。児童館、児童クラブ、それぞれ所管する官庁が違うということで、この放課後児童教室というカテゴリーがどこを探してもないのですが、それはないということですか。

○**教育総務課長** 担当の係長から答弁いたします。

○**学校運営係長** 今の御質問の件ですが、放課後子ども教室ということで出ていることがあるかと思えます。

○**中村努委員** 全国的に放課後子ども教室という位置づけになって、その運用が書いてあります。なぜここは放課後児童教室なのか。

○**教育総務課長** 確認させていただいてもよろしいでしょうか。

○**こども教育部長** この放課後児童教室については、旧檜川村時代に、PTAの皆さんが自発的に子どもたちをバスの出るまでの間見ているとか、そういったことで行われてきたものだ聞いております。その当時の名前を多分継承してやってきていると思いますので、この名称になっているかと思っております。

○**中村努委員** これ法的な位置づけというのは非常に大事なことだと思います。設置基準だとか事業内容、時間等の設定もいろいろガイドライン的なものがあると思いますが、どうも現実を見ると、ほとんど児童クラブと同じことをされていて、違うのは有料か無料かということだけです。今、放課後児童クラブは会計年度任用職員の方が当たられていますけれども、この方の組織上の所属はどこになるのですか。

○**教育総務課長** 所属は教育総務課です。

○**中村努委員** そうすると、その所属長は教育総務課長ということでいいわけですか。

○**教育総務課長** そのとおりです。

○**中村努委員** これを放課後児童クラブにすることにに対する考えとか、するに当たって必要なことはどういうことでしょうか。

○**教育総務課長** 放課後児童教室につきましては、旧檜川村と合併した当時から、無料で運営するということが現在に至っております。現在の実態を考えますと、放課後児童クラブと同等の運営をしております。ですので、委員おっしゃるとおり、今後については、地元の方の御意見等もお聞きする中で検討が必要ではないかと考えております。

○**中村努委員** 私は、方法として2つあって、いわゆる国で定めている放課後子ども教室として、何とか檜川小中学校の校舎内のスペースを見つけていただいて、大体放課後ですので、全国的に見ても大体5時までです。6時まで預かるところはあまり見られませんので、時間を短縮して。本当に放課後子ども教室を見ていただくのは地域のボランティアの皆さんのような感覚です。子どもの安全上の問題とかは、その施設長がしっかりやっていくことになろうかと思えます。そういう方法が1つ。

もう1つは、きちんと児童クラブとして位置づけをして、それを満たすような人員配置をして、児童館、児童クラブという組織にしていく。当然、利用料もそうすると発生してきますから、その辺は保護者の皆さんに説明をして、きちんとしたものにしていく。そのどちらかの方法にしないと、今は中途半端な状況ではないかと思えますので、御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**教育総務課長** 委員がおっしゃられたこと、行政評価、予算編成等で検討してまいります。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○**平間正治委員** 要望ですけれども、小中学校ともに特色ある教育活動事業で、生きる力を育む交付金というのがあります。説明されると長くなるので通りすぎたかと思うのですが、それはそれで結構ですが、できればこの決算説明資料のほうに入れておいていただければ、子どもが見て理解することができると思います。塩尻としての特色ある施策の1つですから、それも各学校によって内容が異なると思いますので、ぜひ検討いただいて、できれば来年度以降、載せていただければありがたいと思います。要望しておきます。

○**委員長** 要望だけでよろしいですか。

○**平間正治委員** はい。

○**委員長** ほかにありますか。

○**小澤彰一委員** 小学校費、中学校費ともに薬物の処理費があります。全ての小中学校の薬物の処理のお金だと思うのですが、この内容を教えてください。

○**教育総務課長** 担当の係長から答弁いたします。

○**教育企画係長** 主に理科で使っている薬品の廃薬品の処理の費用になっております。

○**小澤彰一委員** 学校というのは、教育課程の編成権というのが校長にありますので、外部からとやかく言うべき問題ではなく、教育課程の中でどんな教材をつくり、どんな授業を行うかというのも学校の裁量ですから、それについて申し上げているわけではないのですが。学校の中に、例えばシアン化合物だとか、あるいは放射性物質だとか、あるいは違法ハーブというのですか、そういう植物だとか、あるいは危険性のある動物だとか、そうい

うものが教材としてある場合、これは学校裁量のうちになるのでしょうか。

○**教育総務課長** 担当の係長から答弁いたします。

○**教育企画係長** 学校にある危険なものにつきましては、その都度、予算編成等で把握をしております、それらの処分費を翌年度の予算として計上しております。

○**小澤彰一委員** 安全性の判断というのは、教育委員会のほうでは全くタッチしないということでしょうか。

○**教育企画係長** 我々で、全ての危険物がどういうふうになっているかというところまで把握しきれておりませんので、学校から相談を受けた段階で、教育委員会ですっかりと調べて、適切な処分につなげております。

○**小澤彰一委員** 先ほど古畑委員からお話のあったグラウンドにくぎを打ち込むという、私も小学校のときに経験があるのですけれども、やはりきちんと目立つような形で、ここにピンがあるのだと分かるようなペグを打つとか、そういうことというのは、学校安全管理として校長会だとか教育委員会の中できちんと議論されていくべきだと。

危険な動物、例えば沖縄の特産品だからといって、ハブを飼う小学校は沖縄にはないと思いますけれど、そういうことについてもきちんとやっていかないと、どこかで管理していかないとまずいかと。ある女性教師が、違法ハーブを小学生だか中学生に教材として見せたというのがあって問題になりましたけれど、やはりその辺のところは、学校の裁量だけではない、安全管理の問題というのは入ってくるのではないかと思います。ぜひ今後検討していただくように要望したいと思います。

○**委員長** 要望でよろしいですか。ほかにありますか。よろしいでしょうか。

なければ、4項1目幼稚園費までの質疑を終了いたします。

次に、5項1目社会教育総務費から5項4目図書館費、265 ページまでに入ります。これの説明を求めます。

○**社会教育スポーツ課長** それでは、決算書 254、255 ページ最下段、5項社会教育費1目社会教育総務費、2つ目の白丸、生涯学習支援事業につきましては、社会教育全般に係る事務的経費を執行したものです。

257 ページの備考欄、一番上の白丸、全国短歌フォーラム事業につきましては、第36回全国短歌フォーラム in 塩尻の大会はコロナの影響により中止といたしました。選考と賞の決定を行いまして、作品集の制作を行いました。

3つ目の白丸、文化会館改修事業につきましては、工事請負費等明細書 84 ページに記載をさせていただきましたが、大ホール等のつり天井の調査業務、外壁の調査業務、ピアノのオーバーホールを実施したものです。

次の白丸、成人式運営事業につきましては、式典の名称を二十歳の集いに改めまして、令和5年1月8日に開催した経費となっております。

その下の白丸、公民館分館施設整備事業につきましては、決算書記載の12分館の新築、改修について補助金を交付したのとなっております。

258、259 ページ、2目総合文化センター管理費、1つ目の白丸、総合文化センター管理事業につきましては、施設の維持管理に係る費用を執行したのとなっております。主な財源といたしまして、総合文化センター使用料などとなっております。

続きまして、3目公民館費、1つ目の白丸、公民館事業は、地区館長、分館長及び分館主事の報酬、また、市内10地区の地区館への事業委託料となっております。

261 ページ、3つ目の白丸、北部交流センター管理諸経費につきましては、北部交流センターえんてらすの管

理運営に係る経費となっております。私からは以上です。

○**市民交流センター長** 決算書 262、263 ページ、4 目図書館費について説明いたします。決算説明資料は 82、83 ページです。備考欄 2 つ目の白丸、図書館事業諸経費は、図書館本館、分館の運営に関する経常経費のうち、図書などの資料購入費、図書館システムに関する経費などを除いた経費です。司書業務を担う会計年度任用職員、本館 30 人、分館 30 人、小中学校 14 人の計 74 人により、図書館サービスの提供及び学校図書館との連携を行いました。貸出冊数は 69 万 5 冊で、過去最高だった一昨年度より減ったものの、市民 1 人当たりの個人貸出冊数は 9.83 冊で、高い水準を維持いたしました。

次の白丸、市民読書活動推進事業は、絵本プレゼント事業をはじめ、市民読書活動グループなど、市民による読書活動の推進に係る経費です。3 つ目の黒ポツ、消耗品費で、ファーストブック、セカンドブックの絵本プレゼントを行いました。

続きまして、264、265 ページ、1 つ目の白丸、古田晁記念館諸経費は、記念館の運営に係る経費です。下から 2 つ目の黒ポツ、耐震診断委託料は、土蔵造りの展示棟の耐震診断を実施した経費です。大正期の建造物であるため、耐震強度が不足していることが想定されていましたが、診断の結果、耐震強度が不足しており、耐震改修工事が必要であることが確認されました。

次の白丸、本の寺子屋推進事業は、図書館の重点事業として実施しております、信州しおじり本の寺子屋及び子ども本の寺子屋に関する経費です。一般向けの本の寺子屋では、予定していた講演会 17 回、企画展示 6 回を開催いたしました。参加者は、一般向けの本の寺子屋が 2,133 人で過去最高、子ども本の寺子屋が 419 人、合わせて 2,552 人の参加をいただきました。

次の白丸、図書館サービス基盤整備事業は、図書館の基盤となる資料及びシステム、設備などに関する経費です。図書購入費で 1 万 3,439 冊を購入いたしました。購入と並行して、古い図書などを中心に約 6,500 冊の除籍を行い、令和 4 年度末の蔵書数は、本館、分館合わせて 51 万 4,522 冊となっております。私からの説明は以上です。

○**委員長** それでは、4 目図書館費までの質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**中村努委員** 259 ページからの公民館事業で、公民館に限定したことではないのですけれども、最近どこでも、貸し館の使用料がかかるようになってきていて、受益者負担ということは分かるのですけれども、要は、財政基盤のないボランティアの皆さんの居場所がだんだんなくなっていると言われることが多いです。そういうことで、地域住民の方のボランティア活動的なことに影響はしていないだろうかと危惧しているのですが、その辺はどうお感じになりますか。

○**社会教育スポーツ課長** 公民館の使用にしましては、運営のいろいろなルールを設けまして、受益者負担で頂く部分、特に実費である冷暖房費を頂く部分もありますが、昔からの地域の社会教育活動として実施していただく部分については、現在も基本的に免除の形を取っております。今後の在り方につきましては、当然、受益者負担の考えも大事な考えになってまいりますので、公民館にとどまらず、市全体の各施設の方針に関わってまいりますので、行政評価や予算編成の中でしっかり議論を深めてまいりたいと考えております。

○**中村努委員** 志ある方がしっかり活動できるような環境整備をしてもらえるように、ぜひよろしく願います。要望でいいです。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありませんか。



なければ、4目図書館費までの質疑を終了といたします。

次に、5項5目平出博物館費、264ページから8目男女共同参画推進費、273ページまでの説明を求めます。

**○平出博物館長** それでは、264、265ページ、5目平出博物館費、説明欄一番下の白丸、平出博物館運営事業につきましても、決算説明資料84ページ上段、入館状況につきましても決算説明資料22ページに記載があります。こちらの事業につきましても、テーマに沿った資料を紹介する企画展や土曜サロン、ひらいで考古雑談といった講演会など、博物館事業及び施設の維持管理が主な経費となっております。また、市役所、えんぱ一く、えんてらすなど、博物館を飛び出した出張展示なども行っております。

続きまして、267ページ、1つ目の白丸、平出遺跡公園事業は、平出遺跡公園の維持管理、ガイダンス棟の運営や体験学習等に係るものです。

269ページ、最初の白丸、ひらいで里魅力づくり事業につきましても、平出遺跡周辺の地域資源を再検証するとともに、地域資源を地域づくりに生かすためのひらいで遺跡まつりなどの事業に係る経費が主なものとなります。ひらいで遺跡まつりにつきましても、コロナ禍により中止になったため、代替事業といたしまして平出遺跡フォトコンテストや復元住居のライトアップや200基の灯籠を設置したシオジリナイトミュージアム in 平出遺跡などを開催いたしました。なお、ひらいで里魅力づくり事業につきましても、今年度より平出遺跡公園事業に統合し、事業を行っております。

続いて、次の白丸、新平出博物館整備事業及び新平出博物館整備事業（繰越）につきましても、決算説明資料84ページ中段と工事請負費等明細書86ページにも記載があります。こちらの事業は、新平出博物館建設に向けた基本計画策定業務が主な内容で、コンストラクション・マネジメント業務を委託しまして、事業費やスケジュール等について精査を行っております。基本計画策定業務委託につきましても、令和3年度予算から繰越明許して、工期のみ延長し、策定業務を行い、本年7月に新平出博物館基本計画の策定が完了しております。私からは以上となります。

**○社会教育スポーツ課長** 続きまして、6目青少年育成費、1つ目の白丸、青少年育成事業につきましても、青少年育成センターの委員報酬、また、各地区の子供会、育成会への補助金等となります。私からは一旦以上です。

**○家庭支援課長** 次の白丸、若者サポート事業334万5,000円余ですが、併せまして決算説明資料84ページを御覧ください。若者を中心に、生活全般、就労、ひきこもり、生活困窮等の相談支援を行うほか、ひきこもり等に係る学習会等を実施したものです。相談につきましても、10代を中心に43人の相談に応じ、関係部署も含め支援につなげてまいりました。学習会については2回開催いたしまして、家族会を主催する団体の方の講演、家族会の体験と不登校経験者の方の講演会を開催いたしました。また、若者支援連絡会ということで、庁内関係課等との連絡会を10回開催しております。270、271ページ、最初の黒ポツ、若者就業サポート委託料331万2,000円余につきましても、就業に関する業務についてはNPO法人ジョイフルに委託し、相談業務、コミュニケーション等スキルアップ講座、就労トレーニング、保護者相談等を実施しております。私からは以上です。

**○社会教育スポーツ課長** その下の白丸、青少年育成施設運営事業につきましても、北小野勝弦、塩嶺高原にあります塩嶺体験学習の家に関する経費の執行となります。私からは一旦以上です。

**○平出博物館長** 続きまして、7目文化財保護費、説明欄1つ目の白丸、埋蔵文化財保護事業は、文化財保護法に基づく埋蔵文化財の発掘調査や整理調査等に係る経費で、主な調査といたしましては、棧敷地籍の塩尻協立病院用地内で実施されました五日市場遺跡の発掘調査がありました。私からは以上となります。

○文化財課長 私からは、2つ目の白丸、文化財管理事業です。こちらは指定文化財を保存、活用するための事業経費となります。一番下の黒ポツ、指定文化財保護補助金ですが、指定文化財保護のため、申請のあった所有者へ交付したのになります。内訳は、重要文化財5件、市指定等文化財7件となっております。

その下の白丸、古文書室運営事業です。近世文書を主とします歴史的資料を収集、保管、整理及び公開している古文書室の運営費となります。

その下の白丸、文化財保存活用地域計画策定事業です。併せまして、決算説明資料85ページをお願いいたします。主な支出は、計画策定委託料となります。この計画は、今後10年の塩尻市におきます文化財の保存活用に関する計画で、令和3年度、4年度の2か年で策定し、この7月、文化庁の認定を受けることができました。計画につきましては、8月の議員全員協議会におきまして報告をさせていただいております。なお、財源は国庫補助金、地域文化財総合活用推進事業補助金を充てております。私からは以上です。

○社会スポーツ課長 続きまして、8目男女共同参画推進費、2つ目の白丸、男女共同参画事業につきましては、学習会、啓発事業、研修会や女性相談などを通じまして、推進を図ったものです。財源といたしまして、児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金を充てております。説明は以上となります。

○委員長 ここまでの範囲で質疑を行います。委員の皆さんから質問ありますか。

なければ、8目男女共同参画推進費までの質疑を終了いたします。

続きまして、5項9目短歌館費、272ページから6項2目体育施設費、283ページまでの説明を求めます。

○文化財課長 それでは、272、273ページ、9目短歌館費の白丸、短歌館運営事業は、会計年度任用職員の人件費や短歌普及のための短歌大学の開催、また、企画展等の短歌館の管理運営事業費となります。5つ目の黒ポツ、講師謝礼は、短歌大学の講師謝礼となっております。コロナ感染症に留意しながら、開催時期、開催場所、受講人数など、感染症予防対策を行いながら短歌大学4回を開催し、短歌の魅力を多くの方に伝えることができました。なお、参加者延べ人数は200名弱でした。中ほどから少し下の黒ポツ、営繕修繕料241万円余ですが、老朽化が進みました短歌館の正面の柱や板塀の塗り直しを行い、移築当初の姿となりました。

274、275ページ、10目自然博物館費の白丸、自然博物館運営事業は、会計年度任用職員の人件費、また、企画展や自然科学講座、自然観察会等、自然博物館を管理運営するに当たっての必要な経費となります。下から5つ目の黒ポツ、企画展展示等委託料ですが、企画展3回、自然科学講座2回、自然観察会4回を開催し、塩尻市の豊かな自然や、現在抱えている自然環境問題について考える機会を市民の皆さんに提供することができました。なお、自然博物館の移転につきましては、昨年10月に現在の場所にて、引き続き開館していくことが決まっております。私からは一旦以上です。

○平出博物館長 続きまして、11目本洗馬歴史の里運営費、本洗馬歴史の里運営事業につきましては、主に本洗馬固有の歴史文化を中心に、本市の中世以降の歴史文化を学ぶ事業に関する経費及び資料館等の維持管理経費が主なものとなっております。私からは以上となります。

○文化財課長 276、277ページ、12目町並み保存推進費、1つ目の白丸、町並み保存推進事業は、本市の伝建審議会の審議委員の報酬及び全国伝建協の総会など、協議会の負担金となります。

2つ目の白丸、重伝建整備事業です。併せまして、決算説明資料85ページをお願いいたします。主な支出は一番下の黒ポツ、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金です。重伝建地区内の修理、修景に係る補助金の経費となります。昨年度は、奈良井地区で修理2件、木曾平沢地区で修理2件、修景2件の事業を行いました。この

事業は、継続的な事業実施により、地区内の建造物が適切に保存され、町並み全体や歴史的風致が保たれることで、地元住民だけでなく、市民の文化財保護意識の向上や地域への愛着や誇りが育まれています。また、伝建地区は観光資源としても活用されており、地域振興にも寄与する事業となっております。なお、財源は国庫補助金、県補助金をそれぞれ充てております。

続いて、13目檜川地区文化施設費は、檜川地区にあります贅川関所、木曾漆器館及び旧中村家住宅の3施設の維持管理費となります。この3施設に限りませんが、昨年度は徐々に入館者が戻り始めておりました、漆塗りの体験なども通常どおり行うことができました。私からは以上です。

○**社会スポーツ推進課長** 278、279 ページ、14目芸術文化費、白丸、芸術文化事業につきましては、春の芸術祭、秋の文化祭、洋楽舞踊フェスティバル、演劇フェスティバルの委託料が主なものとなります。昨年につきましては、5事業のうち音楽祭につきましては、コロナの影響により中止したものです。

続きまして、6項保健体育費1目保健体育総務費、3つ目の白丸、スポーツ活動支援事業につきましては、全国大会等への出場激励金、市民スポーツ大会の補助等を実施したものとなっております。なお、全国大会等激励金のうち、青少年の部分につきましては、スポーツ夢基金からの繰入金となっております。

4つ目の白丸、競技力向上事業につきましては、体育協会に委託した2つの振興事業につきまして、コロナの影響により中止となった事業分を精算した決算額となっております。

280、281 ページ、2目体育施設費、1つ目の白丸、体育施設管理運営事業につきましては、市内の体育施設の維持管理に係る経費を執行したもので、財源につきましては、各施設の使用料を充てております。

282、283 ページ、2つ目の白丸、総合体育館運営事業につきましては、総合体育館ユメックスアリーナの運営に必要な経費を執行したものとなっております。説明は以上となります。

○**委員長** それでは、この範囲につきまして質疑を行います。委員の皆さんから質問ありますか。

○**小澤彰一委員** 短歌館に関してですけれど、私伺って、蔵書、句集、歌集が本当に国会図書館並みにそろっているのではないかと驚きました。この中に、そういう句集だとか歌集の購入費というのは入っていないのですか。あれは全て寄贈ということでしょうか。

○**文化財課長** 購入したものもありますけれども、寄附が非常に多いです。

○**委員長** いいですか。ほかにありますか。

○**中村努委員** 281 ページの一番上の健康スポーツ推進事業で、スポーツ推進委員、スポーツ普及員がありますが、これはどういう違いがありますか。

○**社会スポーツ課長** スポーツ推進委員につきましては、スポーツ基本法に基づきまして、地方公共団体の各教育委員会が委嘱するもの。スポーツ普及員につきましては、塩尻市独自の制度として、30年以上前から継続的に委嘱をしているもので、それぞれ地域の中で、また、市全体のスポーツ活動につきまして事業を自主的に行ったり、補助的な役割をさせていただいたり、活動していただいている団体となっております。

○**中村努委員** 吉田地区、区の役員の負担軽減の中で話題になっていることですが、同じことをやっているのに、2人選ばないといけないと。同じなら1人でいいのではないかという意見があるのですが、スポーツ基本法に定めているほうに一本化はできないのですか。

○**社会スポーツ課長** そういった声も各地区の協会長等からお聞きしておりますので、それぞれ活動されている方のこれまでの思いもありますので、しっかり市のほうで間に入りまして、それぞれの御意見をお聞きする中で、

最終的には行政評価の中で結論を出していきたいと考えております。

○中村努委員 しっかりとお願いします。よろしくお願いします。

○委員長 要望でよろしいですか。ほかにありませんか。

なければ、2目体育施設費までの質疑を終了とさせていただきます。

若干早いですが、科目としてはここが区切りになりますので、昼食休憩を取って、あとは午後にとさせていただきたいと思います。午後1時10分から再開ということで、よろしくお願いいたします。御苦労さまです。

午前11時16分 休憩

午後1時10分 再開

○委員長 それでは、午後の審査に入ります。

○文化財課長 午前中の審議におけます発言の訂正をさせていただきます。決算書276、277ページ、12目町並み保存推進費中の重伝建整備事業の中の一番下、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金の内訳になりますけれども、木曾平沢、修景2件と発言いたしました、修景1件の間違いですので、訂正をさせていただきます。

○委員長 これについて、よろしいですか。

それでは、11款災害復旧費に入ります。11款災害復旧費、12款公債費及び13款予備費の審査を行います。11款1項1目農業施設災害復旧費、282ページから13款1項1目予備費、287ページの説明を求めます。

○農林課長 それでは、決算書の282、283ページ、11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費1目農業施設災害復旧費、備考欄の最初の白丸、市単農業施設災害復旧費の黒丸、重機借上料につきましては、令和5年1月に洗馬岩垂においてのり面が崩落し、原村堰を塞いだため、その土砂を撤去したものです。

次の白丸、農業施設災害復旧費から次の白丸、市単農業施設災害復旧費（繰越）、また次の白丸、農業施設災害復旧費（繰越）につきましては、いずれも令和3年8月の豪雨災害によって被災した農業施設の災害復旧事業となります。

まず、白丸の農業施設災害復旧費につきましては、洗馬地区で2か所、東山で3か所の農業施設について復旧対応をしたものです。なお、財源につきましては、国の激甚災害に指定されたことにより、農業用施設災害が補助率96.2%、農地災害が補助率91.5%となっております。

次の白丸、市単農業施設災害復旧費（繰越）につきましては、塩尻東地区の4か所並びに片丘及び北小野地区のそれぞれ1か所について復旧工事を実施したものです。

次の白丸、農業施設災害復旧費（繰越）につきましては、東山の3か所について実施設計及び復旧工事を実施したものととなります。こちらにつきましても、財源につきましては、国の激甚災害に指定されたことにより、農業施設が96.2%、農地災害が91.5%の補助率となっております。

続いて、284、285ページ、2目林業施設災害復旧費の最初の白丸、市単林業施設災害復旧費（繰越）につきましても、令和3年8月に発生した豪雨災害に伴う林道大崖支線等7か所の復旧工事に継続して取り組んだものとなります。なお、本事業の財源につきましては、災害復旧債が充当されています。私からの説明は以上です。

○建設課長 続きまして、2項1目土木施設災害復旧費をお願いいたします。こちらも令和3年8月の大雨に伴う土木施設の災害復旧となります。備考欄の白丸、土木施設災害復旧費1,700万円余につきましては、測量設計調査委託として市道高ボッチ線の地滑り状況を把握するための地質調査委託を実施したほか、災害復旧工事とし

て市道高ボッチ線の排水管設置工事等、本格的な復旧工事を効率的に進めるための準備工事などを実施したものです。

続いて、次の白丸、市単土木施設災害復旧費（繰越）2,100万円余につきましては、災害復旧工事13か所として、大きな工事でいいますと北小野古町の蔵造川、こちらにつきましては、大雨の際にたびたび153号が通行止めの要因となっている水路ですが、こちらは県事業に合わせ、市の管理範囲の整備を実施したものです。

次の白丸、土木施設災害復旧費（繰越）1億3,000万円余につきましては、国庫補助の災害復旧工事7か所として、北小野勝弦の市道東山勝弦線や奈良井の市道鳥居峠線、また、市道橋戸線及び北熊井の普通河川牛売沢等の災害復旧工事を国費で実施したものです。私からは以上になります。

**○デジタル戦略課長** 私からは、3項1目総務管理施設災害復旧費について説明いたします。白丸、市単総務管理施設災害復旧費（繰越）になりますが、これは令和3年8月の豪雨災害に伴い、令和3年度に仮復旧工事を行いました光ケーブルの復旧箇所につきまして、令和4年度に、市道塩尻勝弦線及び県道檜川岡谷線沿いの2か所につきまして、光ケーブルの本復旧工事を行ったものとなります。なお、該当地区の電柱の本復旧工事が令和4年度に実施されることに伴い、繰り越したものとなります。私からは以上です。

**○財政課長** 私からは、次の12款公債費につきまして御説明いたします。こちら地方債の元金償還及び利子となっております。

その下から次のページにわたりますけれども、13款予備費につきましては、御覧のとおり執行はありませんでした。説明は以上となります。

**○委員長** それでは、ここまでの質疑を行います。委員の皆さんから質問がありますか。

**○赤羽誠治委員** 283ページの農業施設災害復旧の関係です。ここには載っていないのですが、みどり湖のため池、今いろいろ災害復旧工事をやっているところ、令和3年8月にかなり土砂等の流入があって、今現在、みどり湖の状況を行って確認していますか。それをまずお聞きしたいです。

**○農林課長** 頻繁にというわけではありませんが、たびたび確認には行っております。

**○赤羽誠治委員** 確認してどうですか。完全にあそこは陸地になっているよね。それで、令和3年12月の議会のときに、しゅんせつはどう考えているかという話をしましたら、流入量が分からなければやらないという話でした。したがって、流入量を測るにはどうすればいいですか。その辺のところを教えてください。

**○農林課長** 担当の係長より答弁申し上げます。

**○農村整備係長** 御質問いただきました流入量につきましては、基本的に測るということではできないと考えております。水深を測って流入量というのは、計算上測ることはできるのですが、常に水深を測るということは今のところ考えておりません。

**○赤羽誠治委員** 答弁で流入量が分かればという話でした。例えば、あその湖の水の管理は改良区がやっています。所有は塩尻市ですね。もし仮に水深を測るとしたら、誰が測るのですか。

**○農村整備係長** 流入量につきまして、災害でみどり湖の貯水量が減ってきていると考えられますので、これが非常に農作物の耕作に影響があるという判断をする場合は、市のほうで、ある程度水深によりまして計算上流入量の把握をしたいと考えております。

**○赤羽誠治委員** 分かりました。流入量が測れない云々という、その辺のところは、答弁でそういうことがあったものですから今聞いたのですけれど。当然、今年のように非常に雨が少なくて渇水になると、今みどり湖の状

況、ほとんど水がないという、ゼロではないですけど、そういう状況です。令和3年のあの豪雨災害の土砂の量のところについては、もう既に固まってしまって陸地になっている状況です。それで、農業用水としての機能というものもさることながら、あそこの湖水に水がたまれば災害も防げると。その分だけ水がたまりますので。

そういうことも考えられるし、みどり湖の内水面利用としてヘラブナもやっていますね。市として、もう少しみどり湖に対して、その辺のところは考えていただきたいと思います。したがって、すぐどうだということは今日は聞きませんが、今後の予定として、あそこをきちんとしたため池の機能が維持できるような形での計画をつくっていただきたいと思います。要望でいいです。

**○委員長** よろしいですか。では、要望ということで。ほかにありませんか。

なければ、以上で、歳出の質疑を終了いたします。

続きまして、財産に関する調書の審査を行います。これは公有財産の375ページから基金の381ページまでの説明を求めます。

**○公共施設マネジメント課長** それでは、令和4年度の財産に関する調書についてお願いいたします。

決算書375、376ページの令和4年度の財産に関する調書につきましては、公有財産のうち土地及び建物に関して、令和4年度における土地及び建物の面積についての増減を分類ごとに一覧にしたものです。具体的な内容につきましては、決算説明資料にて説明させていただきます。

決算説明資料の92ページをお願いいたします。先ほどの決算書の375、376ページの表中の面積の増減について、行政財産や普通財産など分類ごとに施設名称などを具体的に記したものとなっています。主なものについてですが、一番上の段、行政財産—公共用財産—公園に関しましては、小坂田公園の再整備事業により建物の面積が増減したものです。一番下の段、普通財産—その他に関しましては、No. 1の旧ならい荘の土地及び建物の譲渡による減や、No. 3の今泉テクノヒルズ産業団地からNo. 5旧片丘駐在所跡地までは、市有地を売却したことによる減となっています。その表については以上となります。

決算書377ページをお願いいたします。財産に関する調書の公有財産のうち、山林について記載したもので、表の左半分が前年度からの山林面積の増減を表していますが、令和4年度中に山林面積としての増減はありませんでした。表の右半分の欄は立木の推定蓄積量の増減を計算したものです。面積の増減はありませんが、木の成長率を年3.1%と推計いたしまして、そこから間伐分を差し引いたもので、令和4年度中に1万立方メートル強の畜材量の増が見込まれると推計されたものです。私からは以上です。

**○財政課長** 続きまして、378ページ、出資による権利です。市が出資をしている区分については記載のとおりとなりまして、令和4年度中の増減については発生をいたしませんでした。出資による権利につきましては、以上となります。

**○会計管理者** 私からは、379ページの物品について御説明をいたします。ここに記載いたしました物品につきましては、塩尻市財務規則第236条の規定に基づく重要物品で、二輪を除く自動車、取得価格が100万円以上の物品、市長が特に必要と認めたものを物品の種類別に集計をしてあります。重要物品は年度末時点で調査をし、各課等から報告があったものを台帳に登録または抹消しております。一番下の行、令和3年度末現在高は544点でした。令和4年度中の増減は登録が28点、抹消が30点、その結果2点の減少となり、年度末現在高は542点となりました。そのうち登録件数が151件と最も多い車両類では、新規登録が7台、抹消が14台ということで、7台の減となりました。抹消した14台のうち9台は官公庁オークションに出品をし、売却できております。なお、

リース物件につきましては、新規登録はせず、リース終了後に市に譲渡された場合に登録をしております。私からは以上です。

**○財政課長** 続きまして、380 ページ、債権となります。こちら奨学資金貸付金の年度中増減につきましては、令和4年度中の新たな貸付額と償還に伴う調定額等との差額となっておりまして、残高が207万3,300円増加したところです。

次に、381 ページ、こちらは基金となります。一番上の財政調整基金の年度中の増減につきましては、6億310万6,445円の増となりまして、令和4年度末、現在高につきましては、50億5,087万1,481円となったところです。なお、以下それぞれの基金の状況につきましては、記載のとおりとさせていただきます。説明は以上となります。

**○委員長** それでは、委員の皆さんから質問ありましたら、ありませんか。

なければ、財産に関する調書の質疑を終了いたします。よろしいですか。

それでは、次に移ります。次に、歳入の審査に入ります。1款市税、14ページから22款市債、73ページまでの説明を求めます。

**○債権管理課長** 一般会計歳入の主なものについて御説明いたします。なお、金額につきましては100円以下を切り捨て、1,000円単位で御説明いたします。

市税につきましては、決算書14ページからの歳入決算事項別明細書及び決算説明資料7ページからの資料に沿って御説明いたします。

決算説明資料の7ページ、一般会計歳入決算額比較表は、歳入の款別に歳入合計に占める割合や前年度との比較を載せてあります。こちらの表一番上の科目、1款市税につきましては、収入済額は102億9,306万9,000円で、前年度対比103.6%、金額では3億5,513万6,000円の増となりました。不納欠損額は1,058万3,000円、収入未済額は1億2,787万9,000円となっております。

決算説明資料の8ページ、市税調定・収入実績対比表です。個人市民税の収入済額の計は36億8,286万3,000円で、前年度対比1億1,852万5,000円、3.3%の増となりました。このうち、現年度課税分の収入済額は、前年度より1億2,356万7,000円、3.5%の増で、要因は給与所得など課税所得額の増によるものです。また、滞納繰越分の収入済額は、前年度より504万1,000円、17.7%の減となっております。

次に、法人市民税の収入済額計は6億1,945万1,000円で、前年度対比1,180万4,000円、1.9%の増となりました。このうち現年度課税分は、前年度より1,559万6,000円、2.6%の増で、要因は均等割額の増によるものです。また、滞納繰越分の収入済額は、前年度より379万1,000円、78.9%の減で、要因は、令和3年度が新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度に徴収を猶予された法人市民税の納税により大幅な収納率の上昇がありましたが、令和4年度は企業収益の改善など、平常時に戻りつつあるためと認識しています。

その下の固定資産税の収入済額計は48億2,133万1,000円で、前年度対比1億4,385万3,000円、3.1%の増となりました。このうち現年度課税分は、前年度より1億6,357万2,000円、3.5%の増で、要因としましては、新築家屋の増加などによるものです。また、滞納繰越分の収入済額は前年度より1,971万8,000円、50.2%の減で、要因は、法人市民税と同様にコロナ禍から平常時の状況に戻りつつあるためと認識しています。

市税の最後にあります都市計画税の現年度課税分と滞納繰越分の増減要因も同様です。

固定資産税の下の中軽自動車税種別割、収入済額計2億4,324万2,000円は従来の軽自動車税に当たるもので、

前年度対比 758 万 2,000 円、3.2%の増となりました。このうち現年度課税分は、前年度より 749 万 7,000 円、3.2%の増で、要因としましては、軽四輪乗用車の需要が伸び、登録台数が増加したことによるものです。また、滞納繰越分の収入済額は、前年度より 8 万 5,000 円、4.5%の増となっています。

次に、その下の軽自動車税環境性能割は従来の自動車取得税に当たるもので、前年度対比 705 万 2,000 円、65.5%の増で、軽自動車の購入台数が増えたことが要因です。

その下のたばこ税の収入済額は 4 億 2,779 万円で、前年度対比 3,076 万 9,000 円、7.8%の増で、要因としましては、たばこの消費本数の増によるものです。

最後に、市税計を御覧ください。現年度課税分の収入済額計は 102 億 4,548 万 8,000 円で、前年度より 3 億 8,523 万 8,000 円、3.9%の増となっておりますが、収納率につきましては、99.51%ということで、前年度より 0.04%下がっております。また、滞納繰越分の収入済額計は 4,758 万 1,000 円で、前年度より 3,010 万 2,000 円、38.7%の減となり、収納率は 34.79%で、前年度より 8.02%下がっております。現年度課税分に滞納繰越分を合わせた収納率は 98.66%と、平成元年度以降過去最高だった前年度よりもさらに 0.13 ポイント上回ることができました。

1 款市税についての説明は以上ですが、決算説明資料の 9 ページには不納欠損の総括表を、10 ページには目的税の入湯税と都市計画税の充当状況を掲載してありますので、後ほど御覧ください。私からは以上です。

**○財政課長** では、私からは市税以外の一般財源について御説明申し上げます。決算書 16、17 ページから御覧ください。内容につきましては、決算カードでの説明と若干重複いたしますけれども、御容赦いただければと思います。

では、16、17 ページの一番下からになります。2 款の地方譲与税につきましては、国が徴収いたしました特定の税目の税収が一定の基準により交付されるものとなりまして、交付の基準につきましては、備考欄に記載したとおりとなります。こちら、18、19 ページに続きますが、前年度と比較いたしますと、森林環境譲与税が増加した傾向があります。

続いて、18、19 ページの中ほどからの 3 款利子割交付金から、20、21 ページにあります。9 款の環境性能割交付金につきましては、県に納入された税収の一部が一定の基準により交付されたものとなります。交付基準につきましては、同じく備考欄に記載しております。前年度と比較いたしますと、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金等が増加をしています。

続きまして、20、21 ページの一番下になります。10 款 1 項の地方特例交付金につきましては、個人住民税の住宅借入金等特別控除の減収補填分として国から交付されるものとなります。

続きまして、22、23 ページ、上からですけれども、10 款 2 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金につきましては、中小企業等経営強化法に基づきまして、そちらに認められる先端技術の導入業者に係る償却資産及び固定資産税の減免制度に伴う減収補填がされたものとなります。

続きまして、その下ですが、11 款地方交付税のうち、備考欄、普通交付税につきましては、前年度対比 2.0%の増となります。特別交付税につきましては、令和 3 年度は大雨災害の関係で交付が多かったということもありまして、前年度対比では 9.7%の減となっています。

その下、12 款交通安全対策特別交付金につきましては、交付基準は備考欄に記載のとおりとなります。

54、55 ページ、下のほうになります。19 款 2 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金につきましては、市税などの歳入が堅調であったことを反映いたしまして、財政調整基金の取崩しは行うことなく黒字決算とすることができた



ところでは。

続きまして、56、57 ページ、20 款の繰越金につきましては、前年度決算に伴う令和3年度からの繰越金と、繰越事業に伴う一般財源の繰越額となります。

次に、72、73 ページ、22 款1項10目臨時財政対策債につきましては、算定の結果、前年度対比71.7%の減となったところです。歳入の一般財源についての説明は以上となります。

○**委員長** それでは、歳入の関係の質疑を行います。なお、歳出に関連する歳入につきましては既に質疑は終了しておりますので、ただいま説明があった部分について、委員の皆さんからの質問を許可します。委員の皆さん、質問はありますか。

○**中村努委員** 決算説明資料の8ページ、市税収入の実績ですけれども、固定資産税が増加した要因として新規の住宅件数が増えたという御説明だったのですけれども、固定資産税の評価額というのは、最近、ウッドショックなどで住宅の建設価格が大変上がっているのですけれども、評価額も上がっているということは、この要因にはないですか。

○**税務課長** 固定資産税の家屋の評価についてお答えいたします。まず、増えた要因というのは、例えば建物とかの価値が高くなったとか、あるいは評価の方法が、委員御指摘のような評価の単価が高くなったということではなくて、固定資産税の新築家屋につきましては、この何年か、毎年300から400ぐらいの件数で毎年増えてきています。3年に1回、評価替えの年に下がるものですから、通常ですと、去年は評価替えではないので、家屋分だけ、新しく建った分だけ増えますので、それがそのまま令和4年度の増えた要因となります。委員がおっしゃったような見直し等につきましては、来年度が評価替えで、今年度、まだ国から指針が来ておりませんので、はっきりとしたことは申し上げられませんが、今のところ、そういった評価の単位を見直すであるとか、もっと価格を高くするというような動きは今のところ聞いておりませんので、例年どおりだと思います。

○**中村努委員** そうすると、新規に住宅を取得したときの価格と固定資産税評価額は連動しないという、そういう理解でいいですか。

○**税務課長** もちろん、例えば大きめのものを造るとか、すごく高い金額を投じれば、当然、高くはなりますけれども、部材が高くなったことによる影響というのは即座には反映しなくて、評価の基準が見直されない限りは、そこは反映されません。ただ、それは3年に1回改定していくものですから、そこまでタイムリーでは反映していかないものです。

○**中村努委員** 分かりました。

あと、もう1点、市たばこ税ですけれども、消費量が増えたという御説明だったのですが、実感として消費が増えているとは思えず、たばこ代の値上げのせいではないかと思うのですが、その辺はいかがですか。

○**税務課長** こちらは、消費本数が増えたことによる増なものですから、何で増えたのかというところの要因までは私どもも分析してなくて、どうしてなのだろうというところは私も同じ、疑問に思っているところではありますが、要因としては本数によるものです。なぜ消費本数が増えたかというところについては、まだ分析しておりませんが、要因は本数の増によるものです。

○**中村努委員** 分かりました。これもたばこの値段とは関係ないということですか。

○**税務課長** 一つ一つの品目、例えば銘柄がありますので、それら一つ一つ正確な把握はしておりませんが、全くないということはないのかもしれませんが、要因は、もしあったとしても軽微であると思います。や

はり本数によるものが、すごく増えていますので、それが直接の原因です。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 これは歳出にもありましたか。決算書の 52、53 ページの財産収入ですけれども、土地の貸付料は、私の記憶だと、固定資産税評価額の約6%が賃料という気がしたのですが、それでいいですか。

○企画政策部長 昨年度、本市の賃借料を行政評価で全て洗い出しをしました。原則、評価額6%で変動して貸し付けていますが、従来ならば契約のまま、交付をされていない等の契約のものがありませんでしたので、一元6%になります。

○中村努委員 分かりました。その中にある一番肝心な信州F・POWERプロジェクト用地の貸付料、これの算出基準というのは、割と最近の話なので、これは6%相当という理解かどうか。

○財政課長 確認いたしまして、後ほど御回答させていただきたいと思います。

○中村努委員 要は、普通の賃貸契約でやっているのか、何かしら政策目的がある賃料設定なのかという、その辺を教えていただきたいので、また後でお願いします。

○委員長 では、ほかにありますか。

私から1件お聞きしたいので、副委員長にお預けをいたします。

歳出から歳入まで終わりましたので、どの場面でお聞きすればよかったのか。全体の財政運営というか決算の状況、決算カード、この数値について1件だけ確認というかお伺いをしたいのですが。一番右上にあります収支の状況で、実質収支から単年度収支、あと実質単年度収支が出ておりますが、気になるのが単年度収支の306億4,200万円、それと一番下にある実質単年度収支3,927万5,000円の三角が出ております。ここに三角がつく決算というのは、今まで私も関わってきた中では珍しいというか、実質単年度収支で三角がつくという決算書が、こういう形にしなければいけなかったのか。こうなっているとしたら、財政運営上、何か理由、経過、こういったことがあって、こういう実質的収支約4,000万円の赤字決算ということになったのか、このあたり、最後にお聞きをしたいのですが。

○企画政策部長 実質単年度収支は3,900万円の赤字であります。黒字要素、その上に6億300万円の積立金があります。これは歳出に積立金は計上されますが、実質、お金は外に出てくるものではなくて、先ほど基金の中で財政課長が説明しましたが、財政調整基金等、しっかりと決算剰余金の2分の1以上を積み立てて、50億円という大台を超えました。基金としての造成を図りながらも、必要に応じたコロナ対策、物価高騰対策を、一般財源を用いてしっかりと対応したということで、令和3年度につきましては、11億円余の形式収支を生みましたが、それを繰り越して、令和4年度については、必要な財政措置を講じながらも基金が積み立てられたということです。ただ、1点、委員長がおっしゃるとおり、財政運営をやっている私が気になったのは、物価高騰が市の歳出に及ぼす影響というのはかなり強くなってきております。施設の維持費、あるいは人件費の高騰等、補助金の増、委託料の増等ありますので、今後はこういった赤字決算が続く、あるいは現出するような大変厳しい財政運営になるものと考えております。

○委員長 私も、単年度の積立金が6億円ありますので、これがなくて、実質上、赤になるときは債務超過の心配とかという深刻な事態なのですが、こういった積立てをしながら、今、部長が言われるような結果であるので、だとすると、最後に5月31日に全ての歳入歳出、滞納繰越金まで含めて入出が決まった段階で、最終的に積み込む金額、財政課でやると思うのです。それを最後に見定めて、積立金の額を最終的に決めて、実質単年度収支が

赤にならないような、そういう積立ての操作をするのではないかとこのように思っていたのです。今、部長が言われたように、非常に予想を超える物価の上昇だとか、支出の増、想定外のそういった支出がある、その事情はすごくよく分かる。最後まで大変だったと思います。ですが、最終的に、実質単年度収支で赤が出ないような決算書、それできれいな決算書になるかどうかということは別問題として、最後の数字でありますので、ここが黒字で収まるようなつくり方、そういう配慮も必要だったのではないかと。積立金が多いし、財政調整基金の現在高からいって、全然これは心配ないことはよく分かるので、だったら、単年度の決算書の最後の段階で、部長なり財政課長の判断で、そういった、ここが赤にならない決算書ができたのではないかとこの気がしますが、そのあたりはいかがですか。

○企画政策部長 昨年度も本会議において、コロナ対策、それから物価高対策等を講じながらも、黒字決算というのはいかがなものかという御指摘も受けております。財政調整基金が、標準財政規模の2割が上限といたしますか、ある程度のキャップの額で、それを本市に当てはめますと約35億円から36億、37億円ぐらいですが、当時は40億円を超えておりましたので、財政的に裕福とまでは言いませんが、しっかりと標準的な貯金を残しながらも市民支援をしていくという方針のもと、令和4年度については一般財源を用いて支援をしたということになります。

積立てを6億円、しっかりしてあるものですから、第六次総合計画のスタートに当たって、まずは新しい事業を執行するための財源として50億円という額をしっかりと残したと、そういった配慮もありましたので、何とぞよろしく願いをいたします。

○委員長 最後に1つ。今まで、過去に実質単年度収支が三角になって決算があったという例というのは、結構ありますか。

○財政課長 また、後ほど御回答いたします。

○副委員長 よろしいですか。

○委員長 結構です。これに関しては、質問は結構です。

○副委員長 委員長にお渡しいたします。

○委員長 では、こちらへ戻していただいて。

今の回答も含めて、今、ちょうど時間が2時になるということで、歳入歳出、全て終わったということで、決議については、休憩を取って、その間に今の件を調べていただいて。分かる範囲で結構です。その後、討論、採決にしたいと思いますので、一旦、休憩を取らせていただきます。14時10分、再開ということをお願いします。

午後1時59分 休憩

---

午後2時08分 再開

○委員長 若干、早いですが、再開をいたします。

○財政課長 先ほど、中村委員から御質問がありました信州F・POWERプロジェクトの用地の貸付料の料金設定に関しまして、農林課長から御答弁申し上げます。

○農林課長 先ほどの御質問の件でありますけれども、他の普通財産同様、行政財産の目的外使用に関する条例を準用して6%としているものです。

○中村努委員 ここは定期借地権だと思うのですが、どういう定期借地権契約かとは分かりますか。

○農林課長 担当の係長より御答弁申し上げます。

○林業振興係長 事業用定期借地権の内容ですけれども、市の責務といたしまして、いわゆる信州F・POWERプロジェクト事業用地、いわゆるウッドパークの敷地ですけれども、そちらの土地を29年間、木材加工施設事業用地並びに発電事業用地として貸し付けることが、市としての借地権設定者としての責務でありまして、借受人、借地権者は、今おっしゃいました賃料を年額支払うことによって借り受けるという、こういった内容とした契約です。

○中村努委員 そうすると、普通定期借地権というのは、期限が来たら更地にして返さなければいけないということですが、現状では、そういう29年後という理解でいいですか。

○林業振興係長 委員御指摘のとおり、29年間、満期を迎えたら、更地にして現状復旧をして返還するというのが事業用定期借地権の内容です。

○中村努委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。

○財政課長 もう1点、委員長から御質問のありました直近の実質単年度収支が赤字であった年度ですが、直近ですと平成28年、平成29年が赤字となっておりますし、少し遡りますと、平成17年、合併以降、平成19年まで、このあたりはリーマンショックの影響もありまして、赤字になった経過があります。

○委員長 分かりました。結構です。

それでは、以上で、歳入歳出、全ての質疑が終わったと理解をいたします。皆さん、よろしいですか。

それでは、以上で、議案第1号に対する質疑が全て終了いたしました。これより、自由討論を行います。これに関する委員の発言、ありましたらどうぞ。

○上條元康委員 自由討論をさせていただきます。今年度は実質収支5億4,000万円の黒字決算ということで、職員の皆様には心から感謝を申し上げたいと思います。小口市政の評価でもありますけれども、特に児童福祉手当等の子育て関連事業、限られた予算の中で充実した施策が展開されていたとっております。また、百瀬市長におかれましても、市民の目線で事業の組み立てをしている姿勢、強く感じております。

そうした中で1点だけお願いしたいのですが、近年、アンケートとか新聞報道にもありますように、自治会の負担が非常に問題となっております。充て職の削減、また、役員の負担軽減、しっかりとした対策をしていただいて、地域住民が住みよいまちづくりをお願いしたいと思います。以上です。

○委員長 ほかにありますか。

○中村努委員 それでは、塩尻市の令和4年度の一般会計について意見を申し上げます。令和4年度は新型コロナウイルス感染症第7波が押し寄せ、海外ではロシアによるウクライナ侵略が本格化し、安倍総理の暗殺、あるいは統一教会問題など、波乱の多い1年であったと振り返っています。本市においても、コロナ対応や物価高騰対策を余儀なくされ、数次にわたる補正予算を編成し、危機対応に追われた1年でありました。

また、20年ぶりに市長が交代するということがありました。そのような中において、足元の物価高騰対策については、政府の対応にいち早く応じ、住民税非課税世帯、ひとり親世帯等を初めとした生活困窮世帯への現金給付や住宅費補助、給食費やごみ袋代の値上げ抑制は、市民生活の底支えになったと感謝しております。また、経済対策としてのプレミアム付商品券発行は、事業者、消費者ともに効果が高かった事業だと思われま

す。民間保育園や介護事業所などへの事業者支援は、利用者の負担軽減につながったと考えております。また、新

しい生活様式や新しい子育て支援に向けた事業も多く取り入れられ、特に保育園での紙おむつ処理は迅速な対応がされ、大変喜ばれているところです。

コロナ禍でのテレワークは大変注目をされ、塩尻市のKADOが一躍脚光を浴びることとなり、塩尻型Ma a S、自動運転の研究、DXセンターなど、デジタル田園都市を標榜するにふさわしい取組がされたと思います。地域公共交通としてのるーと塩尻が導入され、一部本格運行が始まった年でもありました。新しい公共交通として期待も高くなっております。使う方が増えれば増えるほど、課題も多くなることが予想されます。高齢者や市全体の利用が図られるよう、一層の工夫を求めたいと思います。

それから、防犯灯のLED化が随分進み、地域の電気料負担が大きく減少し、地域から大変高い評価を受けております。今後の財源確保に努めていただきたいと思います。

生活道路については、大変要望の多い事業であります。従前より配慮いただいた決算となったことに大変感謝をいたします。

新しい子育て支援として、妊娠出産応援交付金制度が始まり、今後のゼロ・2歳児への支援につながることを期待しています。

農林業については、担い手不足が深刻化しております。耕作放棄地の増加、松くい虫被害の拡大防止に向け、本腰を入れていただくよう望みます。

地域医療については、大変大きな課題だと考えております。ただ、二次医療圏全体を見ながら、DXを視野に入れた大きな見直しが必要だと思いますので、御検討をお願いしたいと思います。

全体の決算としては、財政健全化比率も健全であり、新たなチャレンジをする体力が十分あると思いますので、第六次総合計画に向け御尽力をいただきたいと申し上げまして、自由意見とさせていただきます。以上です。

○委員長 ほかにありますか。

○平間正治委員 令和4年度の決算を見させていただいて、総体的には、コロナとか物価高とか、大変いろいろある中で、まあまあ好決算かというように思うわけであります。ただ、せっかく決算書ということで、こうしてまとめているわけですから、これから事業を回していく上での、PDCAで回して行くと思うのですが、その起点とすべく、この決算の内容というのは、きちんと見ておく必要があるかと思うのです。私、本会議のときにも、第五次総合計画のときにつくった財政フレームと、実際の今年度までの決算総額でどれぐらいの違いがあるかということをお聞きしたのですが、これは単に比較ということではなくて、当初つくるときにも、相当精査をして、見込みなどもしっかりしてつくっていくものだと思うのですけれども、当然、そのときにはコロナとか物価高というのは予想できなくて、そういうことが今後も起こると思うのです。したがって、そういうことも頭に入れると同時に、これからの課題もはっきりしていると思うのです。

公共施設の老朽化が進んでいきます。1つとすれば、中央道に架かっている市道の橋、ああいったものの莫大な費用がかかってくると思うので、そういったものはきちんと見込んだ中で、持続可能な財政運営ができるように御配慮いただきたいと思います。ただ単に予算を組んで決算を打ちました。決算、黒字でよかったということではなくて、そこに含まれているものについて、しっかりと検討していただきたいと思います、次への参考にしていただきたいと思いますということです。

それと、もう1点は、いい決算なのですが、全体的な事業を見ていると、もちろん、その年度ごとに検討されていると思うのですが、少し漫然と行われているもの、形骸化しているというものも散見されるわけです。これ

は決算額とは直接的に出てきませんが、1点、気になっているところがありまして、そのことだけ申し上げておきますけれども、教育委員会の関係になるのか、子どもを守る安心の家というのがあります。あれは当初、緊急時に子どもがそこへ飛び込むということで、商店とか通学路、沿線の一般家庭とか事業所とかにお願いをして、そういう制度になっているのですが、非常に形骸化をしていて、今、あれが実質的に機能しているのかどうかというのは非常に疑問に思うのです。

責任感を持って取り組んでいただいている家というのは、家に該当しているところはたくさんあると思うのですが、全体的に見たとき、非常に昔のまま、何十年も前からやっているかと思うのですが、そのままになっている。当初は、そののぼり旗があったり、そういったものも貼り付けてあったと思うのです。そういうのが漫然として動いてきている。今では、防犯ブザーですとか、GPSなどを使ったそういう制度もある。やられていると思うので、ああいうのもしっかり見直していただいて、時代に合った、そういう形にしていくことが必要だと思っていますので、ぜひ、そういった観点を持って、今後、進めていただければありがたいかと思えます。以上です。

○委員長 ほかにありますか。

○小澤彰一委員 決算の審査について意見を申し上げます。政策だとか事業に非常に丁寧に対応されたことに敬意を表しながらも、やはり先ほどから話題になっています実質収支で5億4,000万円の黒字を出したということ。これは、私は評価が分かれるところではないかと思えます。きちんと使うべきところに使うべきだったということがありますし、当然、先ほど企画政策部長がおっしゃったように、来年度からの新規事業に対してきちんとした蓄えが必要だということや、これだけ不透明な時代の中で、物価高騰や円安の中で、大きな負担を強いられることもあるので必要なことだと思いますけれども、きちんと執行するところは執行していただきたいと思うのです。

私は、意見としては申し上げるのですが、細かいところではなくて、財政力指数が0.63でしたか、非常にいいという評価ですが、財政力指数が高くなると、檜川地区でもらっている過疎債というのは取り消されてしまうので、次の法改正のときにこれがどうなるかというのが不安で聞いていたのですが、財政力が比較的安定していると、経年的に安定しているというのは、私は、この塩尻市が持っている特性かと思って聞いていたのです。というのは、輸出産業で大きな会社があるということと、それから、もう1つは病院を持っていないこと。類似団体を調べますと、補助費というのが、類似団体の中では極めて少ないのです。これは、市立病院を持っているか持っていないかでかなり市政について大きな負担があつて、それが無い分だけ、維持的な経費、財政を維持していく義務的というよりも維持的経費が少なく済んでいるというところが、市全体の健全な財政につながっているかと思うわけです。

一方で、先日、資料として高齢化率の資料をもらって驚いたのですが、10地区あるうちの高齢化率が50%を超えているのは檜川地区だけなのです。贄川、木曾平沢、奈良井と全て50%を超えている。長野大学の長野先生の言う限界集落に、もう既に檜川地区はなってしまう。だから、市内の財政が安定化している一方で、こういう格差が広がっているということも事実で、そういうところに対する財政的な見直しも必要なのかと。過疎債云々の話でないですけど、そういうようなバランスが、だんだんと均衡が崩れてきていることがあるのではないかと不安を感じています。

来年の予算、これは第六次総合計画の初年度になるわけですが、思い切って、例えば子育てにシフトする

とか、あるいは過疎対策にシフトするとか、あるいは特定の産業にシフトするとか、思い切った政策を取ってもいいのではないかと。そういう力が塩尻市にはあるのではないかと、私は考えています。

漆器産業については、過疎債を使うということが市長からも話がありました。2,900万円分を診療所で使って、あとの600万円ぐらいを使ってないではないかという話がありましたけれども、伝統産業というのは、各権力者が全部保護して300年、400年という伝統を持っているわけです。漆器産業そのもので言ったら、当然プラスチック製品だとか金属製品だとか、そういうようなものにとって代わられるのが当たり前のことですが、この漆器産業を、もし塩尻市の特産品として残していくならば、やはりそういうところにシフトしてもいいのではないかと、思って聞いていました。これは、第六次総合計画の議論の際にいろいろな御意見を伺いたいと思います。私からの意見です。以上です。

○委員長 ほかにありますか。

○青柳充茂委員 私も令和4年度決算については、印象としてですけれど、まだコロナ禍がどうなるのか分からない、やりたいこともできないとか、予定したことができないという中、そういうこともあったのだと思いますけれども、非常に健全な行政財政運営ができたという印象です。

その結果というべきか、基金の残高も、これはレコードなのか、財政調整基金も50億円に乗ったというのは記録更新ではないかと思えます。全体の基金でも96億円前後でしたか、もう100億円になんなんとするような、非常に、コロナのせいもあつたと思えますけれども、未来への投資に向けて蓄えはできたという、皆さんと同じような印象をすごく持っています。

ちょうど時期が第五次総合計画を締めて、次の第六次総合計画に向かうと。これから塩尻市の未来のためにどういうところへ投資をしていくかというのは、いっぱいやりたいことだらけだと思うのですけれど。昔から言っているように、集中と選択の中で、ここへやるという投資の成果が、5年後、10年後にしっかりとリターンとして返ってくるような分野、そうなるべき分野をしっかりと見据えてやっていきたいものだと、お互いにそんなふうに思っています。令和4年度の決算、本当にいい決算になって、お疲れさまでした。ありがとうございました。

○委員長 ほかにありますか。

○牧野直樹委員 大変お疲れさまでした。監査員からも何ら指摘もなく、そういう報告がなされていますし、今までの一般会計を見ても、健全な財政運営ができたと評価をします。いろいろな要望、意見が、この委員会でも出されました。そこらの要望もしっかり聞いていただいて、もう既に令和5年度予算、半分折返しにきています。来年、新年度予算に向けて、そのような要望をよく踏まえていただいて生かしてもらいたいと思います。

ただ、1点だけ。建設関係のところで、平間委員から、129万8,000円という同じ数字が何件も並んでいるのではないかと言われた。私も目についたものですから、私なりに集計を出したら、同じ数字のものが市内業者20社で47件ありました。これは、多分130万円以下の、そんな方法でやっていると思いますが、これは知らない人が見たら、建設業界がうまく回して、皆さんが手分けをしてもらっているのではないかと思われても不思議ではない。そういう疑惑になるようなことはしなくても、同じ舗装面積でも、面積が大分違うのに同じ金額で落とされているというのは、知らない人が見れば不思議だと思うようなものがたくさんあります。

全体で129万8,000円、47件で、金額的には6,100万円ぐらいの金額に上りますから、ここは副市長、しっかりしていただいて、よく判断をしていただいて、もっと安くできるものもあるかもしれないです。その辺は、安易にそういうふうには仕事を出すのではなくて、皆さんは7万人の財布を預かっているわけなので、有効に利用をし

てもらう。そのことを心がけながら運営していただければ結構かと思います。以上です。

○委員長 ほかにありますか。

○山崎油美子委員 令和4年の決算、大変お疲れさまでした。私も、初めて決算の委員として審査をさせていただきました。本当にたくさん苦労もしながらやっているということが分かりました。より一層、市民一人一人に本当に満足いく市政というか予算というか、執行というのはなかなか難しいかもしれませんが、多くの皆さんが喜ばれるような、そんな決算を、今後も執行していただきたいと思っております。そして、なおかつ、市民に、よりクリアな決算の報告を、皆さんも望んでいるかと思っておりますので、ぜひ努力をしていただきたいと思っております。大変お疲れさまでした。

○委員長 ほかにありますか。

以上で、自由討論はないということで、次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、ここで採決を行います。議案第1号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第1号令和4年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

それでは、次に進みます。以下、特別会計に関しましては、朝、申し上げましたように、第2号、第4号、第5号、第3号の順で審査を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

---

#### 議案第2号 令和4年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 それでは、議案第2号令和4年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第2号令和4年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。決算書は289ページ、決算説明資料は95ページをお願いいたします。

まず、決算書の289ページ、塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算額は、歳入合計66億9,369万4,734円、歳出合計66億7,795万3,482円、歳入歳出差引額1,574万1,252円となりました。

続いて、決算概要を説明させていただきますので、決算説明資料95ページをお願いいたします。白丸に沿って要点を申し上げます。

1つ目の白丸、加入被保険者数は1万3,262人で、前年度対比マイナス4.0%、552人の減となっております。

2つ目の白丸、歳入ですが、歳入合計額は前年度対比1.8%、1億2,144万円余の増となりました。国民健康保険税は被保険者数の減少もあり、前年度対比3.7%減の12億9,147万円余となりましたが、県支出金は、保険給付費の増加に伴い、保険給付費相当額が県から交付される普通交付金の増などにより、前年度対比4.1%の増となりました。基金繰入金は1億1,725万円余で、前年度対比4.6%の減となりました。

3つ目の白丸、歳出ですが、歳出合計額は前年度対比2.9%、1億8,622万円余の増となりました。保険給付費は、被保険者数の減少等に伴いレセプト件数は減少した一方で、1件当たりの医療費が増加したことから、前年度対比4.2%、1億8,649万円余の増となりました。保健事業も、新型コロナウイルス感染症拡大による特定



健診の受診控えも収まりつつある中、受診率向上に向け、新たにAIを活用した未受診者対策にも取り組んだことから、前年度対比7.1%の増となりました。そのほか、国保税の徴収金を主な財源として、17億6,108万円余を事業費納付金として県へ納付したほか、前年度繰越金から8,051万円余を財政調整基金へ積み増しております。

96、97 ページは、歳入歳出それぞれの項目を金額とグラフで掲載したものです。

98 ページは、過去5年間の加入世帯及び被保険者数の状況などとなります。

99 ページは、国保税の調定と収入状況となりますが、令和4年度の収納率は、現年度分が前年度対比0.69ポイント減の95.10%、滞納繰越金は0.09ポイント増の25.55%となりました。合計では0.6ポイント増となる86.10%で、収納率は上昇が続いております。

100 ページは、医療給付費の状況です。左から一般的な医科、歯科の入院、外来、調剤などの療養給付費。次に、柔道整復師による施術、コルセットなどの補装具の作製、はり治療などの療養費。自己負担額のうち一定の限度額を超過した場合に超過額分を支給する高額療養費等に区分してあります。令和4年度の医療給付費の合計は表の右下になりますが、46億4,600万円余で、前年比104.3%といった状況です。

101 ページは、その他給付費等の年度別推移の状況です。(1) 出産育児一時金及び葬祭費は、出産育児一時金29件、葬祭費87件の給付を行い、(2) 人間ドック・脳ドック補助金は、729件となっております。概要説明については以上となります。

次に、決算書の歳出、歳入の各事項別明細を説明させていただきます。まず、歳出から説明をさせていただきます。決算書の304ページをお願いいたします。

304、305 ページの1款総務費1項1目一般管理費から、306、307 ページの上段、1款2項1目運営協議会費までは、国民健康保険に係る事務費となりますので、よろしく申し上げます。

次の2款保険給付費につきましては、1項療養諸費は、1目、2目を入院、外来、調剤などの療養給付費、3目、4目を柔道整復師による施術、コルセットなどの補装具の作製、はり治療等の療養費、5目を審査支払手数料に区分しております。

2項高額療養費につきましては、1目と2目は、受診時の自己負担金の1か月分が世帯の所得などに応じた限度額を超えた場合に限度額の超過金を支給したものです。続きまして、308、309 ページ、3目と4目高額医療・高額介護合算療養費は、医療費と介護サービス費の1年間の自己負担額が限度額を超えた場合に、限度額超過分を介護保険との案分で支給したものととなります。

6項傷病諸費は、被用者の方で、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり、新型コロナウイルスへの感染が疑われる方が、労務に服せないことを理由に賃金の支払いを受けられなかった際に、直近3か月の給与収入から算出した日額の3分の2を支給するもので、令和4年度は28件、総額73万円余を支給いたしました。

310、311 ページ、3款国民健康保険事業費納付金は、最終的に県が負担する県内市町村国保の医療給付費の財源とするため、長野県から示された市町村ごとの分布金で、1項医療給付費分、2項後期高齢者支援金等分、3項介護納付金分に区分されております。

次の4款保健事業費につきましては、最初に健康づくり課から説明いたします。

**○健康づくり課長** それでは、4款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費をお願いいたします。備考欄の白丸、特定健康診査等事業諸経費につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律によりまして、医療保険者に義務

づけられている特定健康診査と特定保健指導に係る経費です。一番下の黒ポツ、特定健康診査委託料につきましては、25歳から74歳を対象に特定健康診査を実施したものです。312、313ページ、備考欄2つ目の黒ポツ、未受診者対策事業委託料につきましては、A Iを活用し、受診者の特性に応じた受診勧奨を実施したものです。

次に、2項1目保健衛生普及費になりますが、備考欄の白丸、健康増進事業諸経費は、健康づくりを推進する地域活動等を支援する事業です。1つ目の黒ポツ、エイズ予防教室講師謝礼につきましては、市教育委員会と連携し、命の輝き教室として助産師等が講師となり、感染症の正しい知識の普及などに取り組んでいるものです。一番下の黒ポツ、保健推進活動費補助金につきましては、塩尻市ヘルスアップ委員会の地区活動に対する補助金です。私からは以上です。

○市民課長 同じ白丸の下から3つ目の黒ポツ、医療費通知委託料と、その下のジェネリック医薬品利用差額通知委託料は、適正受診や医療費の削減を目的に市民課で実施している事業で、それぞれの通知作成を委託した長野県国民健康保険団体連合会への委託料です。

その下の5款基金積立金1項1目財政調整基金積立金は、基金の利子と前年度決算剰余金を積み立てたものです。なお、令和4年度末の基金残高は3億4,723万円余となっております。

314、315ページ、7款諸支出金1項3目償還金は、前年度の医療給付費の精算に伴う県への交付金の償還が主なものになります。歳出の説明は以上となります。

続いて、歳入の主なものを説明いたします。決算書296、297ページ、1款国民健康保険税は、収入済額12億9,147万円余で、収納率は、現年度分、滞納繰越分の合計で、前年度より0.06ポイント高い86.10%となりました。

298、299ページ、3款県支出金1項1目保健給付費等交付金は、1節普通交付金と2節特別交付金に区分されております。1節普通交付金は、出産育児一時金、葬祭費を除く医療費の保険給付費相当額が県から交付されるもの、2節特別交付金につきましては、備考欄1つ目の黒ポツ、保険者努力支援分は、保険者の保険予防事業等への取組状況に応じて交付されるもので、3,733万円余が交付されたほか、2つ目の黒ポツ、特別調整交付金は、国の交付基準により、保険者間の財政調整等の目的で交付されるもので、基準に該当する備考欄記載の取組の経費相当額が交付されたものです。3つ目の黒ポツ、県繰入2号分は、県の基準により、保険者間の財政調整等のために交付されたもの。4つ目の黒ポツ、特定健康診査等負担金は、健康づくり課の所管ですが、健診費用の国と県、それぞれ3分の1ずつの負担金の合算で1,514万円余となっております。

300、301ページ、5款繰入金1項1目一般会計繰入金は、それぞれ国が示す基準に基づき、一般会計から繰り入れたもの。

2項1目基金繰入金は、財政調整基金から1億1,725万円余を繰り入れたものとなります。

6款繰越金は、前年度決算剰余金の繰越金です。

302、303ページ、7款諸収入2項4目前年度保険給付費等還付金3,697万円余は、令和3年度の医療給付費の精算により、長野県国民健康保険団体連合会より還付を受けたものとなります。

次に、8款国庫支出金1項1目災害等臨時特例補助金は、東日本大震災被災者に係る保険税減免分について、国から補助を受けたものとなります。

2目社会保障・税番号制度システム整備費等補助金は、マイナンバーカードの保険証としての利用を案内するリーフレットを、保険証更新時に被保険者世帯に送付した際の費用相当額が交付されたものとなります。説明は

以上となります。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○樋口千代子委員 決算説明資料の95ページで御説明がありました、下から12行目の被保険者数の減少等に伴いレセプト件数は減少したけれども、1件当たりの医療費が増加したということで、教えていただきたいのですが、100ページの高額療養費が随分伸びておりますが、高額療養費を使うような塩尻市の疾病の動向についてお聞きしたいと思います。

○市民課長 高額療養費ですけれども、前年度と比較して件数で92件、総医療費で約2億円増加しており、それぞれの傷病の種類は様々ですが、心筋梗塞や腫瘍の治療など、高度な医療を受けた方が前年度より多かったことが要因の一つと考えております。

○樋口千代子委員 もう1点、糖尿病予防を一生懸命やっていたらと思うのですが、人工透析の方が、一番費用がかかると言われておりますが、人工透析の方の件数は、予防活動で年々減少しているのでしょうか。

○健康づくり課長 糖尿病性の透析患者数につきましては、令和4年度が31人、前年の令和3年度が33人、前々年度が31人という状況です。この対策としまして、平成29年度から糖尿病性腎症重症化予防の取組を本格化しまして、介入を継続してきております。具体的には、糖尿病管理台帳によりまして、未治療者や治療中断者、あるいはヘモグロビンA1cの値が一定程度以上のハイリスク者等を把握しまして、受診勧奨あるいは保健指導を実施するなど、重症化予防の対策に力を入れております。また、管理栄養士と医療機関との連携による栄養指導等も、一昨年から続けております。こういった取組の成果といいますか、透析者数が、平成27年が39人とピークだったのですが、ここ数年は30人を少し上回る程度で推移しているということで、一定の成果は出ているのではないかと考えております。

○樋口千代子委員 ありがとうございます。レセプトの内容を読み取って、保健活動、予防活動にしていくということはとても重要なことですので、レセプトの中の疾病数、統計数をよく読み解いていただいて、保険活動をお願いしたいと思います。

もう1点、保健事業費の特定健診の受診控えがなくなり、受診率向上に向けてということで、受診率が向上したことはとてもうれしいのですが、AIを活用してということがあります。AIも重要ですが、この前、区長経験者199人にアンケート調査をしたということが上がっております。予算書313ページの保健推進活動費補助金93万円余、ヘルスアップ委員会の皆さんにお出ししている補助金ですけれども、保健師だけでは健康づくりというのはとても無理でして、このヘルスアップ委員の皆さんが日々健康について考え、その知識をお友達や、広く広めていくということで、保健予防活動が推進していくと思っております。この区長業務の負担というところのアンケートで、あまり必要性を感じない役員はヘルスアップ委員、活動内容が見えにくい、個人の知識習得にとどまるなどの意見が上がったということですが、担当課としてはどのようにお考えでしょうか。

○健康づくり課長 ヘルスアップ委員会の活動につきましては、ここ3年ほどはコロナの影響がありまして、活動を自粛したということで、なかなか活動が見えない部分があったかと思っております。ただ、今御指摘のとおり、市民の健康寿命の延伸ですとか、地域間の健康格差を生じさせないためにも、地域のヘルスアップ委員会の活動というのはすごく重要だと思っておりますので、区長等に必要性を十分説明をして御理解いただく中で、ヘルスア

ップ委員会の活動を推進していきたいと考えております。

○樋口千代子委員 よろしくお願いたします。例えば、廃止にもっていくのでしたら、受診率が98%になったですとか、目的を設定していただいて、そこに到達したので、塩尻市の健康づくり活動はもう十分評価されたという感じになればいいかと思えますけれども、しっかり目標を定めて活動をしていただきたいと思えます。要望です。

○委員長 ほかにありますか。

○中村努委員 ちょうど今のヘルスアップ委員についてです。先日も吉田地区で各種団体の代表が集まって会議を開いて、吉田地区は特有らしいのですけれど、本当に順番で回ってきて、何をするか分からないまま役員に就いて、実際に行って、自分がお話を聞いて帰ってくるだけという状態のようで、何のために役員が必要なのだろうという感想を言われていました。地区内の、いわゆる健康づくりということになってくると、公民館活動であったり、体協の事業だったり、様々重複してきていて、同じようなことを別の団体が幾つもやっていくというと、それはそれでまた負担になるので、その辺はほかの役員とよく協力をし合いながら、効果的にしていかないと、やはりこの役はいらないのではないかというふうに、多分なっていくのではないかと思えますので、要望でいいです。

○委員長 要望でいいですか。ほかにありますか。

なければ、これで質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第2号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第2号令和4年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については全員一致をもって認定すべきものと決しました。

---

#### 議案第4号 令和4年度塩尻市国民健康保険榎川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 続きまして、議案第4号令和4年度塩尻市国民健康保険榎川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。

○健康づくり課長 それでは、議案第4号令和4年度塩尻市国民健康保険榎川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてお願いたします。決算書349ページをお願しいたいと思えます。

令和4年度塩尻市国民健康保険榎川診療所事業特別会計の歳入歳出決算額は、ともに2,929万4,358円となり、前年度対比283%、1,894万24円の増となっています。学校法人松本歯科大学に診療業務を委託する中で、診療所の運営を行ってまいりました。

歳入歳出の詳細については、歳出から説明をさせていただきます。決算書358、359ページ、1款総務費1項1目一般管理費、備考欄白丸、一般管理事務費につきましては、診療所施設の管理運営に係る経費になります。一番下の黒ポツですが、経年劣化によります温水ボイラ等更新工事を実施しております。

次に、2款医業費1項1目医業事業費、備考欄の白丸、医業事業事務費は、1つ目の黒ポツ、診療業務委託料

が主なものでして、学校法人松本歯科大学へ委託し診療業務を行いました。なお、令和4年度は診療日数が48日、患者数643人、1日当たりの患者数は9.6人でありました。

次に、3款公債費1項1目元金及び2目利子につきましては、これまでに借り入れた診療所関係の起債の元金及び利子の償還金になります。なお、令和4年度末の起債残高につきましては、342万円余となっております。

次に、歳入になります。354、355ページ、1款診療収入1項外来収入は、国民健康保険診療報酬収入以下、備考欄記載のと通りの外来収入がありました。

2款使用料及び手数料1項1目手数料は、診断書作成料であります。

3款の繰入金につきましては、一般会計繰入金が2,565万円余となっております。説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○委員長 それでは、区切りでありますので、ここで10分間休憩を取りたいと思います。15時10分再開ということでは休憩を入れます。

休憩 午後■時■分

再開 午後3時■分

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

国民健康保険榑川診療所事業特別会計に関する質疑を行います。委員の皆さんから質問ありませんか。

○中村努委員 歳入のほうで、354ページになりますが、繰入金、補正予算で1,028万7,000円でしたけれど、これはどういった理由だったか教えてください。

○健康づくり課長 一番大きな理由は、当初見込んでいた患者数が少なかったものですから、診療収入が少なくて、その分の繰入金というのが一番大きな理由になります。

○中村努委員 当初予算1,700万円余で、見込み違いで1,000万円余の補正ということですか。見込みどおりの患者数がいらっしゃれば、そんなに補正はいらなかったという理解ですか。

○健康づくり課長 御指摘のとおりでして、当初、30人くらい患者が見えるのではないかとということで見込んでいたわけですが、それが実際に再開したら、1日平均9.6人ということで、その差ということになります。

○中村努委員 決算の繰入金合計の2,560万円余というのは、今後、患者が増えなければ、必要な経費ということになるのですか。

○健康づくり課長 おっしゃるとおりで、例えば、患者が昨年度と同じような状況であれば、やはり似たような金額の繰入金が必要になるかと判断しております。

○中村努委員 そういうことになると、2,500万円あるいは3,000万円になるのかもしれないことを続けていくということはなかなか考えづらい点であります。医療関係は、この榑川診療所のことだけで考えてもいけないと私は思っています。松本保健所内の二次医療圏全体の姿を捉えながら、この榑川診療所はどうあるべきかということを考えていただいたほうが良いと思います。実は先日、医療DXの講演会に出て、高知県の事例を学んできたのですが、相当進んでいるということで、やはりこの榑川の場合は、オンライン診療を中心としたDXを入れていかないと、とても毎年これだけの繰入金をしていくことは難しいと思いますので、全体の医療圏の様子とDXの導入の計画と、これは一日も早く示していただけるようお願いしたいと思いますが、お考えがあったらお聞かせください。

○健康づくり課長 御指摘のとおり、地域医療全体について考えていかなければならないわけですが、今御指摘があったように、手法としてはオンライン診療というのは非常に有効なものですから、県内でも導入しているところが出ておりますので、そういった動向を見ながら、塩尻市に合った地域医療の体制というのは維持していかなければならないと考えております。

○委員長 よろしいですか、ほかにありませんか。

委員長を交代します。

1点、先ほど359ページの医業事業事務費のところ、48日稼働、643人患者数、1日当たりが9.6人という数字があったと。今、中村委員がおっしゃった実績、当初と比べて、30人を見込んだのが9.6人と、結果はそういうことになっていますが、なぜそれほど数字的に結果が違ったのかという分析、今聞いた中で、これは数が減ったからという理由ではないです。なぜ減ったのか、その分析はされましたか。

○健康づくり課長 住民にアンケートを取った結果、やはり一旦休止したことによって、他の医療機関へ移って、それでまた檜川診療所に帰ってくるのは非常に帰って来づらいというような回答が、全体の60%ありまして、やはり一回休止したことによって患者が戻ってこないというのが、患者が減少した大きな理由の一つではないかと分析しています。

○委員長 それはそうではなくて、アンケートをやったというのも、日数が減って既にいなくなってからアンケートをやったわけです。12月頃やったのですけれども、要は、もう1年休んでこれからどうしようというときに、それだともう1年待つわけにいかないの、ほかの医院へみんな行ってしまった。それで、その時点で今のような話でやったのです。あの時点で、そうはいつでも、再開するなら診療日数を最低3日とかに戻してくれれば、戻ったという、そういう住民の声が圧倒的に多かったのです。

ですが、あなた方のアンケートの取り方もそうなのだけれども、日数が減ったら費用がかかるので、増やせない、結果、週1回ということで、この人数は減ったのです。この48日は、その結果です。やめる前は200日近くを、あるいは檜川診療所として独立してやっていた頃は220日以上を稼働して、年間1万人の患者がいた。そして、1日当たり47人から50人、そういう患者がいたのです。それが1年間休んだということで、今言った9.6人に単純に減ったのではない。ここでそのやり取りをするのは時間を取って怒られるので、決算についての部分では私は言いません。

もともとの数字のつくり方が根本的におかしいのではないかと。これは、指摘をさせていただかないといけない。それに関しては、戻って、数字のつくりをやるとは多分言わないでしょうが、いかがでしょうか。

○健康づくり課長 当初は、私どもも週3日ということで、委託先等にもお願いをしていたわけですが、どうしても現実の中で、週1日診療していただくのがもう目一杯のことだったものですから、どうしても週1日からスタートをせざるを得なかったということになります。

○委員長 一般質問で私がやらせていただいたときにも言いましたが、委託先の松本歯科大では日数を増やす予定があって待っていると、私はそういう情報を得ています。ですが、市が最後までそれは乗らなかったという、おかしいのではないですか。今、ここでそのやり取りはしない。また別の場面にしますが、そういうことがあります。

住民としては、今までのこの数字の経過だとか、現状9.6人であることの説明、これは納得しきれない。そんな思いだけ、ここでは伝えさせてもらいます。水掛け論を本当にここでやるつもりはないので、言わせていただ

いて、要望にさせていただきますが、実際、本当にきちんとした数字をつかまえてもらいたい。ぜひ、そういう努力は続けていただきたい、それだけ申し上げてここで発言をいたします。

○副委員長 要望としてお願いいたします。

○委員長 それでは、私のほうに戻していただいて。

○副委員長 委員長を交代します。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにありませんか。

なければ、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第4号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第4号令和4年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

それでは、次に進みます。

---

#### 議案第5号 令和4年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 議案第5号令和4年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。

○市民課長 議案第5号令和4年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。決算書は361ページをお願いします。決算説明資料は114ページからとなります。

決算書361ページ、塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算額は、歳入合計8億7,739万8,124円、歳出合計8億5,132万7,024円、歳入歳出差引額2,607万1,100円となりました。

続いて、決算概要ですが、決算説明資料114ページを御覧ください。今回のみ、後期高齢者医療制度の運営の概要を少し説明させていただいて始めたいと思います。後期高齢者医療制度は、長野県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、被保険者の資格管理、医療給付、保険料の賦課など、制度運営の中核を担い、市町村は被保険者からの各種申請や届出の受付、被保険者証等の引き渡し、広報業務のほか、保険料の徴収を担当し、徴収した保険料を納付金として広域連合へ納付することを主な業務としております。

それでは、白丸に沿って概要を申し上げます。1つ目の白丸、被保険者数は1万365人で、前年度対比で3.2%、325人の増となりました。

2つ目、3つ目の白丸ですが、歳入合計額は前年度対比4.5%、3,798万円余の増、歳出合計額は前年度対比4.5%、3,655万円余の増となりました。

4つ目の白丸、歳入歳出差引額の2,607万円余は、出納整理期間中に収入した保険料で、これを翌年度会計に繰り越し、翌年度、令和5年度の納付金として広域連合へ納付する会計処理を行っております。

次に、決算書の歳入歳入の各事項別明細を説明させていただきます。まず、歳出から説明させていただきます。

決算書 370、371 ページ、1 款総務費 1 項 1 目一般管理費から 2 項 1 目徴収費は、後期高齢者医療事業に係る事務費となります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 項 1 目広域連合納付金は、備考欄 1 つ目の黒ポツ、保険料等徴収納付金として徴収した保険料及び延滞金の総額 6 億 9,279 万円余と、低所得者への保険料軽減分として、一般会計から繰り入れた 2 つ目の黒ポツ、保険基盤安定納付金 1 億 4,705 万円余を広域連合へ納付したものととなります。

次に、歳入を説明いたします。決算書 366、367 ページ、1 款後期高齢者医療保険料は、収入済額 6 億 9,422 万円余で、収納率は、現年度分 99.72%、滞納繰越分 40.0%で、全体では前年度より 0.04 ポイント低い、99.47%でした。

その他、主なものでは、3 款繰入金 1 項一般会計繰入金は、事務費に対する 1 目事務費繰入金 1,109 万円余と、2 目は低所得者への保険料軽減分の保険基盤安定繰入金 1 億 4,705 万円余となります。説明は以上となります。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

なければ、質疑は終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、採決を行います。議案第 5 号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 御異議なしと認め、議案第 5 号令和 4 年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

次に進みます。

---

### 議案第 3 号 令和 4 年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○**委員長** 議案第 3 号令和 4 年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。

○**長寿課長** 介護保険事業特別会計決算説明の前に、先日の議案第 1 号一般会計歳入歳出決算認定の際の上條委員からの質問にありました、特養の介護人材の不足の影響での施設利用の状況について回答させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○**委員長** どうぞ。

○**長寿課長** 市内には、広域型の特養 4 施設、地域密着型の特養が 1 施設あります。その状況について確認をしました。介護人材不足は、どこも課題ではありますが、苦しい状況の中で人材確保に努めていただいております。現在、人員基準を満たした上での運営ができています状況ではありますが、ただ、1 施設で介護人材の確保が困難なために、定員を絞って運営を行っている状況であるということを確認いたしました。人材確保のために非常に努力をされている施設で、11 月には不足している介護人材を確保できるめどが立ったということで、入所の希望者もいることから、計画的に入所者を受け入れるということを開き取っております。このことについての説明は以上です。

○**上條元康委員** 人材確保は非常に難しいところではありますが、努力していただいて、ぜひ施設を満床にして、



待っている方もいらっしゃると思いますのでお願いいたします。

○委員長 今の件について、できましたら、第1号の議決の採決する前に、報告事項は報告していただくように、今後努力をお願いします。

それでは、引き続き説明をお願いいたします。

○長寿課長 それでは、議案第3号令和4年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明をいたします。決算書は317ページになります。塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算額ですが、歳入合計は56億8,862万3,560円、歳出合計は54億9,712万229円、歳入歳出差引額は1億9,150万3,331円になります。

初めに、決算説明資料で概要を御説明いたします。102ページ、1つ目の白丸、第1号被保険者数は、年平均では1万9,069人、前年度対比で41人増加をしております。要支援・要介護認定者数は3,342人、前年度対比で46人減となりました。

2つ目の白丸、歳入決算額56億8,862万3,560円、前年度と比較しまして0.3%の増となりました。第1号被保険者の介護保険料は、被保険者数の増加に伴いまして、前年度比0.2%の増、12億5,770万533円となりました。支払基金交付金は、前年度対比で1.1%の減、一般会計繰入金については0.3%の減となりました。

3つ目の白丸、歳出決算額は、54億9,712万229円となり、前年度対比で0.5%の減となりました。また、基金積立金ですが、年度内の利息を含めた4,453万5,613円を積み立て、年度末の基金保有額が4億7,943万7,266円となりました。

次の白丸、歳入歳出差引額は1億9,150万3,331円となり、翌年度に繰り越しとなります。

決算説明資料の次のページ以降、主なポイントを御説明いたします。103ページ、介護保険特別会計決算状況になります。歳入歳出それぞれの項目を一覧で掲載しております。歳入の欄の上から3つ目以降、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金は、ページ下段に記載の法定割合による事業に対する負担金等になります。

次のページにつきましては、介護認定者数、サービス利用者数等、過去5年間の状況をお示ししました。

105ページにつきましては、介護保険料の調定と収納状況になっております。令和4年度の収納率は、現年度分と過年度分の合計で0.08%増の99.37%となりました。

106ページの5と107ページは、介護保険給付費の状況になります。居宅・施設サービス等の区分別に記載をしております。令和4年度は、地域密着型サービスの増加の一方で、ほかの居宅サービス、施設サービスの利用の減少によりまして、給付費は全体的には減少をしております。

108ページ以降は、地域支援事業の状況になります。108ページ、(1)介護予防・日常生活支援総合事業では、利用者数の増加に伴い、サービス費の合計が前年度比で9.2%増加しております。次のページの(2)につきましては、相談等、主に地域包括支援センターが行う包括的支援事業と、市の独自の事業で実施します任意事業の実績をお示ししました。参考に御覧いただきたいと思っております。

それでは、決算書で歳入歳出の詳細を御説明させていただきます。初めに、歳出から御説明いたします。決算書334、335ページ、1款1項1目一般管理費、備考欄の白丸、介護保険事務諸経費の下から6つ目の黒ポツ、介護事業所連携システム導入委託料と下から3つ目の黒ポツ、介護事業所連携システム使用料につきましては、介護保険事業所との業務連携を図るための、令和4年度に導入いたしましたシステムに係る経費となります。

次の白丸、介護人材確保促進事業につきましては、介護人材不足の対策として行った事業になります。一番下

の研修実施委託料につきましては、介護への理解を深めて、介護人材の裾野を広げる狙いとしまして、介護補助員養成講座を実施しまして、信州介護福祉専門学校に委託した経費となります。

2項1目認定調査等費、備考欄の白丸、認定調査費等諸経費につきましては、介護認定の調査及び介護認定業務に係る経費になります。下から5つ目の黒ポツ、文書作成手数料につきましては、介護認定に必要な主治医意見書の作成料になります。

336、337 ページの中ほどから2款保険給付費になります。1項介護サービス等諸費は、要介護認定者が対象となる介護サービスの給付費になります。

1目居宅介護サービス給付費は、主に通所系や訪問系のサービスになり、利用者の減少によりまして、前年度対比で5%減少となりました。

2目地域密着型介護サービス給付費は、令和3年度までに整備されました施設の利用者が増えたということから、前年度対比で7%の増となっております。

3目施設介護サービス給付費は、利用者の減少によりまして、前年度対比で2.1%の減となっております。

2項介護予防サービス等諸費は、要支援認定者が対象となる給付費となります。

1目介護予防サービス給付費は、前年度対比で2.9%の増、また、338、339 ページ、2目地域密着型予防サービス給付費につきましては、前年度対比で18.5%の増となっております。こちらは要支援認定者の増加に伴いまして、利用が増加している状況となります。

3項1目審査支払手数料につきましては、国保連合会への支払いとなりまして、7万8,229件分の費用になります。前年度からは659件減少している状況です。

340、341 ページ、6項1目特定入所者介護サービス費は、前年度対比で13.7%減になりました。

3款1項1目介護予防・日常生活支援サービス事業費、1つ目の白丸、介護予防・日常生活支援サービス事業は、要支援認定者の方、また、事業対象者の訪問型サービス、通所型サービスに係る経費になります。利用者が増加をしております、前年度対比で8.8%の増となりました。

2つ目の白丸、介護予防ケアマネジメント事業の3つ目の黒ポツ、介護予防ケアマネジメント委託料は、総合事業のサービス計画の作成を中央地域包括支援センター以外の居宅介護支援事業所に委託をしました3,391件分になります。

2目一般介護予防事業費ですが、備考欄の白丸、一般介護予防事業は、65歳以上の高齢者に対しまして、介護予防の啓発ですとか、機能維持、改善を目的に行う介護予防事業に係る経費になります。5つ目の黒ポツ、いきいき貯筋倶楽部事業委託料は、各地区において開催しました筋力低下を防ぐ教室の委託料になります。前年度より実施回数が増えたことで、3.9%増となっております。一番下の黒ポツ、口腔機能向上事業委託料は、高齢者の在宅歯科健診のニーズが高まっておりまして、指導の必要な人が増えているため、在宅歯科訪問の事業を一部アウトソーシングして、オーラルフレイルの予防改善に力を入れるため、令和4年度から取組を行っています。歯科衛生士によりまして、707人の訪問指導を行いました。

342、343 ページ、2項1目包括的支援事業費、2つ目の白丸、包括的支援事業、下から4つ目の黒ポツ、北部地域包括支援センター運營業務委託料は社会福祉法人恵和会への、また、その下の黒ポツ、西部地域包括支援センター運營業務委託料は社会福祉協議会への業務委託料になります。

2つ目の白丸、地域包括ケアシステム推進事業の2つ目の黒ポツ、地域包括ケア推進協議会委員等報酬は、11

月に設置をしました協議会の委員報酬となります。

2目任意事業費、344、345ページの備考欄、最初の白丸、介護相談員派遣等事業は、コロナの影響で2年ほど訪問回数が減ってございましたけれども、感染予防対策を講じまして、訪問機会を増やし、前年度比58.5%の増となっております。

3つ目の白丸、家族介護支援事業の下から2つ目の黒ポツ、徘徊探索委託料は、認知症のある方に対する徘徊探索機器の貸付件数が前年度より2人分増えまして、16人の利用がありました。

最後の白丸、認知症総合支援事業、3つ目の黒ポツ、認知症対策推進事業委託料につきましては、社協に委託をしております、やすらぎ支援員、認知症サポーター養成講座等の経費になります。

4款諸支出費の主なものとしまして、1項1目第1号被保険者保険料還付金ですが、備考欄の白丸、第1号被保険者保険料還付金の1つ目の黒ポツ、保険料過年度還付金につきましては、保険料の賦課における過年度更正の際の賦課誤りに係る経費より増額となっております。

2目償還金につきましては、前年度の保険給付費の精算に伴い、国、県、支払基金に交付金等を返還したものです。

5款1項1目介護予防支援事業費、備考欄の白丸、介護予防支援事業事務費につきましては、346、347ページの上から4つ目の黒ポツ、介護予防ケアプラン作成委託料は、要支援の方のプラン2,090件分を外部の居宅介護支援事業所へ委託をいたしました経費になります。

6款1項1目介護保険支払準備基金積立金になりますが、基金積立金は、基金の利子と前年度の決算剰余金を合わせまして積み立てたものになります。

次に、歳入を御説明いたします。決算書324、325ページ、1款1項1目第1号被保険者保険料、備考欄の現年度分保険料につきましては99.72%、滞納繰越分の収納率につきましては39.73%となりました。

3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金から2項3目地域支援包括的支援事業及び任意事業交付金は、法定割合によりまして、事業に対する国負担分を受け入れたものです。

326、327ページ、4目保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援や重度化防止等に対する取組につきまして、また、5目介護保険保険者努力支援交付金につきましては、介護予防、健康づくり等の取組など、保険者の機能を評価し、交付されたものになります。

4款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金につきましては、介護給付費に充てられ、前年度比1.6%の減となっております。

2目地域支援事業総合事業交付金につきましては、総合事業と一般介護予防事業に充てられますが、前年度比としまして11.5%の増となっております。

5款県支出金につきましては、国庫支出金と同様で、事業に対する法定割合での交付になります。

328、329ページ、6款繰入金1項一般会計繰入金の1目から3目まで、それぞれの事業に対する法定割合によります市の負担分となります。

4目保険料軽減繰入金は、低所得者への保険料軽減について繰り入れたもので、国2分の1、県4分の1の負担金が一般会計に交付されますので、市の負担分も合わせて繰り入れるものです。

5目その他一般会計繰入金につきましては、備考欄の職員給与費等繰入金と事務費繰入金となります。

330、331ページ、8款3項1目総合事業費負担金、説明欄の黒ポツ、住所地特例対象者ケアマネジメント負担

金につきましては、対象者1人分が減額となっております。

9款1項1目介護予防居宅サービス収入、備考欄黒ポツ、介護予防サービス計画費収入につきましては、中央地域包括支援センターで行っております要支援の方のプラン作成に対する報酬になりまして、前年度対比で2.9%の増となっております。私からの説明は以上です。

○委員長 それでは、ここまでの質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。なければ、質疑を終了いたしますがよろしいでしょうか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第3号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第3号令和4年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

以上で、本日予定をしておりました審査は全て終了となりました。次回は明日20日、公営企業会計の決算並びに一般会計及び特別会計の補正予算の審査を行う予定であります。本日はお疲れさまでした。

午後3時51分 閉会

令和5年9月19日（火）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

予算決算常任委員会委員長 篠原 敏宏 印